

令和6年3月定例会

令和6年3月11日（月曜日）

◎ 出欠席議員氏名

丹 野 貞 子 議長

吉 田 芳 美 副議長

出席議員（13名）

1 番 安 達 智 勇 議員	2 番 漆 山 光 春 議員	3 番 安孫子 真 弥 議員
4 番 東海林 信 弘 議員	5 番 石 垣 光 洋 議員	6 番 増 川 憲 一 議員
7 番 木 村 章 一 議員	9 番 鈴 木 英 友 議員	10 番 林 智 議員
11 番 奥 山 英 幸 議員	12 番 吉 田 芳 美 議員	13 番 丹 野 貞 子 議員
14 番 細 矢 誓 子 議員		

欠席議員（1名）

8 番 佐 藤 修 二 議員

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

田 川 美和子 事務局 長
須 藤 隆 一 議 事 係 長

鈴 木 淳 子 主 幹
嶋 田 愛 主 査

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森 谷 俊 雄 町 長
板 坂 憲 助 教 育 長
須 藤 俊 一 防災・危機管理監兼
総 務 課 長
日 塔 俊 浩 空き家対策主幹
佐 藤 晃 一 まちづくり推進課長
今 部 憲 治 税 務 町 民 課 長
池 田 恵 子 子育て支援主幹
軽 部 広 文 商 工 観 光 課 長
大 泉 正 博 上 下 水 道 課 長

河 内 耕 治 副 町 長
真 木 吉 雄 監 査 委 員
真 木 秀 章 防災危機管理課長
牧 野 隆 博 政策推進監兼
企 画 財 政 課 長
今 田 史 明 生活環境企画主幹
矢 作 勲 健 康 福 祉 課 長
宇 野 勝 農 林 振 興 課 長 併
農 業 委 員 会 事 務 局 長
土 方 一 郎 都 市 整 備 課 長
軽 部 昭 博 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長

秋 場 弘 昭 学 校 教 育 課 長
鈴 木 淳 子 監 査 委 員 事 務 局 長

日下部 敦 子 生 涯 学 習 課 長

◎ 議 事 日 程

令和6年3月11日（月） 午前9時開議

議事日程第3号

日程第1 一般質問

日程第2 議案の審議、採決

議第18号 組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

議第21号 河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議第22号 河北町会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条
例の設定について

議第25号 河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第31号 河北町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議第10号 令和6年度河北町一般会計予算について

議第11号 令和6年度河北町国民健康保険特別会計予算について

議第12号 令和6年度河北町西里財産区特別会計予算について

議第13号 令和6年度河北町介護保険特別会計予算について

議第14号 令和6年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について

議第15号 令和6年度河北町水道事業会計予算について

議第16号 令和6年度河北町下水道事業会計予算について

日程第3 予算審査特別委員会の設置構成及び予算議案の特別委員会付託

休 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

◎ 開 議

午前9時

○丹野貞子議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員は8番佐藤修二議員で
あります。

ただいまの出席議員数は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の
会議を開きます。

本日は、平成23年3月11日に発生しました
東日本大震災から13年を迎えます。午後2時
46分から1分間、黙祷をささげたいと思いま
すので、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり
であります。

○丹野貞子議長 日程第1、一般質問を行います。
一般質問の時間は、答弁を含めて60分であ

ります。終了5分前に振鈴で知らせ、60分で打ち切ります。

本日は、7番木村章一議員からであります。

7番木村章一議員の一般質問を行います。

「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 一般質問を行います。

今回の一般質問は学校統合問題ではありませんが、河北町政を担当されて6年目となる森谷俊雄町長が人口減少への対策を諦めているのではないかと、本気になって本腰を入れて人口減少対策に取り組む意思があるのか、お聞かせいただくことになると思います。生まれ続ける新しい河北町民となる子供たちの人口減少を押しとどめ、人口増に転換させる決意とやる気、アイデアがあれば、学校統合への取組方が違うのではないのでしょうか。

そこで、質問の1は、6つの小学校を1校に統合すること、さらに小学校と中学校を一緒にして小中一貫校にすることは、教育のための理論からではないと指摘申し上げますがどうでしょうかということについてであります。

質問要旨の1は、小中一貫校は、8次総合計画やあり方検討委員会でも議論されず、地域への説明会の直前に出されましたが、教育のための理論からも異論が多く、小中一貫校に取り組まないようにすべきではないかということについて、町長の考えを伺います。

質問要旨の2であります。答申は小規模校の弱点と大規模校の利点に多く注目していますが、文科省通達の中で「小規模校には教職員と児童・生徒との人間的な触れ合いや個別指導の面で利点も考えられる」とし、学年単学級や複式学級の学習定着度が高いという調査結果があることなどにも着目すべきではないのでしょうか。

質問要旨の3は、答申と素案ではクラスの望ましい児童数を21人から30人としています

が、教育先進国と言われる国々では20人程度の少人数のクラス定数であります。小規模校は、結果として少人数学級が実現できるのではないのでしょうか。町長の答弁を求めます。

次は、質問の2であります。

2018年までの「小学校の将来を考える会」では、小学校統合はせず、地元で意見がまとまったときに統合も進めるとしています。また、2022年のアンケートでは、1校に統合は11%でした。これらの経過や意見をなぜ無視するのでしょうか。

質問要旨の1は、2018年まで検討を続けた小学校の将来を考える会では、小学校統合はせず、地元で意見がまとまったときにその小学校の統合を進めるとしていましたが、その結論はどのように扱われているのでしょうか。

質問要旨の2であります。2022年のアンケートでは、1校統合は11%だったのに、これらの経過や意見はなぜ無視されたのでありま

しょうか。

次は、質問の3であります。

小学校の1校統合は、地域振興や町の発展に逆行するのではないのでしょうか。

質問要旨の1は、河北町では、地域振興を求めて、地域で力を合わせて小学校建設に取り組み、今でも学校行事に全地区民が参加する地区が多い状況があります。地域振興と小学校の存在をどう考えているのでしょうか。

質問要旨の2であります。子供が歩いて通える小学校配置が望ましいという強い声があります。どう考えるのでしょうか。

次は、質問の4であります。

小学校を統合し、さらに小中一貫校にすると、学校維持のための国からの収入が年間計8,200万円から年1,200万円に激減し、また、小中一貫校は建設費補助がないことについてはいかがお考えでしょうか。

質問要旨の1は、地方交付税では、小学校

1校に約1,200万円、年間当たり、6校で約7,200万円、年間です。中学校は約1,000万円、年間が投入されますが、1校に統合し小中一貫校にすると、1校分の1,200万円、年間当たり程度に激減するのではないのでしょうか。

質問要旨の2であります。小中一貫校は、建設費補助が見込めないのではないのでしょうか。

質問要旨の3であります。十分に長寿命化の整備をして、学校は学校として活用することがベストではないのでしょうか。

以上、町長の答弁を求めます。

○丹野貞子議長 7番木村章一議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございます。

7番木村章一議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、6つの小学校を1校に統合すること、さらに小学校と中学校を一緒にして小中一貫校とすることは、教育のための理論からではないと指摘するがどうか、この点についてお答えいたします。

1点目の、小中一貫校は、第8次総合計画やあり方検討委員会でも議論されず、地域への説明の会の直前に出てきたが、教育のための理論からも異論が多く、小中一貫校に取り組まないようにすべきではないか、この点について申し上げます。

第8次河北町総合計画におきましては、「小学校のあり方については、就学年齢人口の動向を踏まえながら、教育関係者や保護者、地域住民など町民各層の議論を重ね、子どもたちにとってよりよい教育環境の構築を目指して検討します」としてあります。また、第2次河北町教育振興計画の改定版におきましても、児童生徒数の減少を受け、生き生きと学び合い、高め合いながら時代を担っていける

ように、学びの環境の改善について、今後5年間の検討施策としております。

この2つの計画にある子供の教育環境の改善に向けて、検討委員会を立ち上げて議論を開始していただいたという経過でございます。これまでの議論も踏まえて進めさせていただいております。

小学校のあり方検討委員会の答申では、中学校との一貫した教育活動が展開できるようにすることに触れております。その答申を受け、町の教育委員会では、一貫した学びの環境として、小中一貫型小中学校の設置として、基本方針のこのたびの素案の中に盛り込んだものと認識しております。

小中一貫教育は、小中連携教育のうち、小中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通した教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育であります。小中一貫教育の取組は、文部科学省の調査によると、9年間の一貫した教育目標やカリキュラムを設定したことや、小学校における教科担任制の実施など、その特徴を生かした取組により、9割の実施校で成果が上がったとされております。

先行事例を参考にしながら、河北町においても、目指す子供の姿に迫るために、施設一体型の校舎で、児童生徒、教職員の交流、施設面の利活用を通して教育効果を高め、そして、現在の連携から一歩進んだ取組を進めていく必要があるとの考え方が示されたものと理解しております。

2点目の、答申は小規模校の弱点と大規模校の利点に多く注目しているが、文部科学省通達の中で、「小規模校には、教職員と児童・生徒との人間的な触れ合いや個別指導の面で利点も考えられる」とし、学年単学級や複式学級の学習定着度が高いという調査結果があることなども注目すべきではないか。この点について申し上げます。

小規模校には、一人一人に目が行き届きやすいことや丁寧な指導ができるといった利点があることは、十分に承知しているところであります。小学校のあり方検討会でも、小規模校のよさについて意見が出されましたが、答申においては、今後想定される児童数の急激な減少、子供の学びの環境の変化はとてもの大きいものがあるとの大方の認識になったものと受け止めております。

教育委員会における河北町立小学校の整備に向けた基本方針、その素案では、小学校の発達段階において、一定規模の集団で多くの仲間と関わり、多様な考え方に触れることは、社会性を育む上でとても大切な経験であり、自分の考えをじっくりと練り上げて、互いに協力し合い、励まし合い、競い合い、切磋琢磨できる教育環境は、自分や他者のよさに気づく機会になること、ICT等の活用もありますが、子供同士の体験を通じたつながりを、多くの仲間と過ごさせたいとの考え方が示されたものと理解しております。

3点目の、答申ではクラスの望ましい児童数を21人から30人としているが、小規模校は結果として少人数学級が実現できるのではないか、この点について申し上げます。

学級規模については、国の法令により基準が定められ、さらに、県の施策である教育山形さんさんプランにより、33人学級を基本としているところであります。本町の小学校の現状を見ますと、令和6年度の入学者は、谷地西部小学校、北谷地小学校を除く学校では2桁の入学者数ですが、令和7年度以降は、西里小学校と溝延小学校も加えて入学者数が1桁の状況となります。

これらの状況を受けて、小学校のあり方検討会では、たくさんの仲間と過ごさせたい、よい意味での競い合い、切磋琢磨ができる環境をつくりたい、少ない人数だと人間関係が

一度崩れると回復できにくいなどの意見も出されたということでもあります。

現在、教育委員会では、学習・生活指導補助員を学校規模に応じて配置、子供の学びや学校生活を支援しております。どのような規模になっても、子供が生き生きと学校生活を送られるよう、支援体制を整えていく必要があると考えております。

次に、2018年までの小学校の将来を考える会では、小学校統合はせず、地元で意見がまとまったときに統合を進めるとしている。また、2022年のアンケートでは、1校に統合は11%だった。これらの経緯や意見をなぜ無視するのか、この点についてお答えいたします。

1点目の2018年まで検討を続けた小学校の将来を考える会では、小学校は統合せず、地元で意見がまとまったときその小学校の統合を進めるとした結論はどのように扱われているのか、この点について申し上げます。

平成29年度に各小学校区から、地域代表、PTA代表、幼稚園代表などの立場で15名で構成し、小学校の将来を考える会を3回開催している経過があります。1回目では、河北町立小学校の現状と見通しについて、2回目には、学区再編の経緯とコミュニティ・スクールの制度について、3回目には、統合した場合の将来の小学校について話し合いが行われました。小学校の将来を考える会では、今後10年間の児童数やクラス変遷を考え、クラスの変遷ですね、変遷を考え、小規模校の課題があるとした上で、今後の教育委員会の役割として2つ掲げられております。

1つ目は、地元の方からの統合に対しての要望、意見をいただくまでは、小規模校であることのメリットを生かし、児童の教育を行うこと。2つ目は、適正規模・適正配置について町民への周知を図ること。これが示され、どのような形で行うか検討するというところで

あります。

1つ目の小規模校へのメリットを生かした教育活動については、学校訪問、授業研究会を通して、学校の課題を受け止め、授業研究会等で指導助言を行ってきており、子供が学ぶ環境づくりを支援しております。2つ目の適正規模・適正配置の周知については、令和4年に小学校のあり方検討委員会を立ち上げたことで、改めて周知できるきっかけにもなったと捉えております。

地域の理解が必要である。このことは十分承知しております。しかしながら、子供の学びの環境を考えたときに、平成29年度の出生数は120人でありました。今年度は、今月末までに60名に達するかどうかという状況であります。この急激な児童数の減少を踏まえれば、小学校の在り方を改めて検討することは避けて通れない状況にあると、そういった状況に直面していると考えております。

2点目の、2022年のアンケートでは1校統合は11%だったのに、これらの経緯や意見はなぜ無視されたのか、この点について申し上げます。

町民アンケート調査では、「統合は必要である」が7割の回答でした。統合の校数については、意見が分かれていました。1校に統合を選んだ方は11%、2校に統合は23%、3校に統合は28%、4校に統合は26%、5校に統合は9%、学区の見直し等の必要が3%でありました。

しかし、1校から4校を選んだ理由については、地域特性を考慮した統合、クラス替えができる学年規模、複式学級の解消、多様性を高める指導など、どの校数を選択したとしても共通する理由が挙げられました。当初は、検討委員の中でも、統合に慎重な意見や段階的な統合なども意見があったと承知しております。検討委員会では、これからの社会を生

きる子供の目指すべき姿を共有し、そのためにどのような教育環境を整えていくべきかを柱に据え、1校に統合する、段階的に統合する、統合しない、この3つの立場で、メリットやデメリットなど議論を重ねた経過がございます。

1校に統合の場合は、小学校の発達段階において、社会性が育まれる大切な時期にクラス替えができる学校規模は必要であること、教員数が確保されることで児童理解がより深まり、一人一人のよさを引き出す指導ができること、一人一人に合った多様な教育活動が展開できること、また、危機管理の面では、組織的な体制で対応ができることなどがメリットであると意見が出され、逆に、児童にとって活躍の場が少なくなること、児童一人一人に目が届きにくい場合があることなどがデメリットとして挙げられました。

段階的な統合の場合は、複式学級が解消できる学校規模が確保できること、既存校舎の利活用ができることなどが挙げられ、一方、児童が2度の統合を経験する可能性があること、児童数の推移を見たときに、統合しても、すぐに学年単学級、1クラスの学年となるため、クラス替えができなくなることなどが挙げられました。

統合しない場合は、近い将来、極小規模校となり、極めて小規模な学校となり、人間関係の固定化や、多様な考えに触れる機会がないといった生活・学習環境が課題になることが挙げられ、また、複式学級については、児童にとって自ら学ぶ姿勢や学び方が身につくことなどのメリットがある一方、児童が多様な考えに触れる機会が少なくなること、教員にとっては、特別の指導方法が必要になること、複式学年の授業の準備が必要になることなど、業務負担の課題も挙げられました。

これらの議論を経て、最終的には、1校に

統合することが最適であるという考えに整理され、子供たちにとって最適な学びの環境を構築するため、できるだけ早い統合に向けて取り組むよう求める答申になったと承知しております。あわせて、校舎を新設し、中学校との一貫した教育活動を展開できるようにすることをはじめとする、学びの環境を整えることや、特色ある教育、教育課題に対する対応について示されたと報告を受けております。

次に、小学校の1校統合は、地域振興や町の発展に逆行するのではないか、この点について申し上げます。

まず、1点目の地域振興と小学校の存在をどう考えるかについて申し上げます。

これまで地域に根差した祭りなどの伝統文化は、児童数の減少や継承の担い手不足などにより、地区の伝統を継承できる取組が縮小している現状があるようです。近年では、谷地どんが祭りについても、はやし屋台を出せない町内会も増えてきております。当番地区の子供たちだけでなく、他の地区の子供たちも参加して、各地区の祭りに協力している姿も見られました。

こうした状況について、検討委員会でも議論になったということであり、どの地区に住んでいる子供たちでも、幅広く地区の行事に触れることができる教育課程を編成していくことによって、地域の方との実体験を通じた交流は重要なことと考えております。

また、令和3年度から各小中学校にコミュニティ・スクールを設置し、学校運営協議会を通して、学校と地域住民等がお互いに協力し、学校運営に取り組んでおります。学校運営に地域声を積極的に生かし、河北町全体で河北町らしい特色ある学校づくりを進めていくことが重要であると考えております。

地域振興と小学校の存在についての関係性は認識しておりますが、小学校の在り方につ

いては、子供たちにとっての学びの環境を整えることを第一義的に考えるべき重要課題と捉えており、その上で、地域振興についても重要な課題として、現校舎の利活用を含め検討していくべきものと認識しております。

2点目の子供が歩いて通える小学校配置が望ましいという強い声があるがどうかについて申し上げます。

地区懇談会においても、子供が歩いて通える小学校配置が望ましいというご意見を頂戴したことは承知しております。1校に統合したとしても、子供たちの学校生活を第一に考え、子供一人一人が伸び伸びと自己実現ができ、安全・安心な学校生活が送れるようにすることは変わりございません。文部科学省では、徒歩通学は距離にして4キロメートル、時間にして約1時間としております。本町においては、通学に対する配慮として、登下校の子供たちの安全を考慮し、年間を通して安全な通学路の確保に努めていく考えであります。そのようなことから、おおむね2キロメートル以上はスクールバスの利用を考えているところであります。

次に、小学校を統合し、さらに小中一貫校にすると、学校維持のための国からの収入が年間8,200万円から1,200万円程度に激減し、また、小中一貫校は建設費補助がないことについて、お答えいたします。

この1点目の統合による地方交付税への影響、2点目の建設費に対する補助、これについては、併せて申し上げます。

令和5年度の地方交付税の小学校費、この小学校費は、児童数で約4,700万円、学級数で約6,900万円、学校数で約7,200万円という3つの項目で算定されております。中学校費では、生徒数で約1,700万円、学級数で約2,200万円、学校数で約1,000万円と算定されております。これが現在の河北中における算定です。

小学校を統合すると、学校数は6校から1校に減少いたしますので、それだけ学校数を基礎とした項目について算定額が当然減少することになります。小中一貫型小中学校となっても、中学校は存在しますので、中学校費における中学校数の算定には変化は生じないと考えられます。

以上の中で、地方交付税の減額に伴う財政面への影響ということで申し上げますと、統合することによって、学校運営に係る経費も少なくなります。そういった意味から、交付税算定面からだけでなく、歳入歳出両面から検証してまいります。

また、小学校及び中学校の建設費補助については、小学校及び中学校整備それぞれの補助制度において、小学校の統合については、整備費の2分の1が補助対象となり、中学校の改築等の整備については、建物の老朽化などに伴う、そういった点に着目した補助制度となっております。小中一貫となる校舎の整備については、本町の小学校・中学校の実情に即して、補助対象の可能性について今後精査していく必要があると考えております。

いずれにしても、小学校の在り方については、中学校も含め、児童生徒の学びの環境を整えることを第一義的に検討し、あわせて、財政面での検討についても、様々な観点から検討を加えながら対応していく必要があると考えております。

3点目の十分に長寿命化の整備をして、学校は学校として利用していつてはどうかについて申し上げます。

令和3年3月に河北町教育委員会で、河北町学校施設長寿命化計画を示しております。河北中学校については、昨年行った耐力度調査によると、早急に対応する必要がある施設ではなく、長寿命化計画を進めながら使っていくことも可能とされております。計画の位

置づけとして、長寿命化の考え方を基本とし、維持修繕を行いながら機能的な改修を行った上で、現在の学校を維持していく考え方に立った計画となっております。

一方、小学校のあり方検討委員会において、急激な少子化や、これからの校舎の老朽化への対応、子供たちにとって最適な学びの環境を構築するために、できるだけ早い統合に向けて取り組むよう求められたことの意味は大きいと受け止めております。また、最適な学びの環境として、小中一貫型小中学校として整備することが最善であるという、素案における教育委員会の考え方は尊重すべきものと考えております。

いずれにしても、既存の小学校校舎は、将来の地域振興の核として大事な財産であります。様々な利活用、地域と一緒に考えていく必要があると考えております。

以上、お答え申し上げます。

○丹野貞子議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 再質問いたします。

議論の前提として、まず町長にお聞きしたいんですけども、河北町の子供たちの人口減少の状況でありますけれども、ここ、2020年からこちら、コロナ禍の影響で子供の出生状況にも大きな影響があったのではないかと。それが、今、数字に、これから先のですね、10年先ぐらいのところの子供たちの、小学校の子供たちが減っていくのではないかと。数字に影響を落としているのではないかと。このコロナ禍を越えて、これから先、これまでもいろいろな少子化対策は実施されてきておりますが、さらにアイデアを凝らして、そして、子育て世代の気持ちを変えて人口増やしていく、子供たちの人口を増やしていく、そういった取組についての町長の気持ちですね。

いろいろ、これまでもいろいろやってきたけれども、もう駄目だと、もうこの減っていく傾向は止められないというふうな諦めの気持ちがこの学校統合問題に、私、表れているのではないかと、そういうふうに思うんですが、そのことをまず最初に町長にお聞きします。いかがでしょうか。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 先ほども申し上げましたように、100人を超える子供が毎年生まれてきた当町において、私就任の年に2桁に、98人、そして今年は、先ほども申し上げましたように、60名に達するかどうか、切るかもしれない。この数字は、厳然として直視しなければならないというふうに考えております。

私は、就任以来、子育てを中心に、高校生までの医療費の無料化、出生時、小学校、中学校、さらには高校への進学時への子育て応援のための給付金、そして本年度からは、学校の、小中を含めた学校給食の無償化、最重要課題として取り組んでおります。また、教育環境についても、できる限りの学校現場に即した支援措置を行ってきている自負がございます。急激な、さらにそこにコロナも追い打ちをかけた形でのこの現状、ここから目をそらすことはできないというのが私の基本認識であります。

その中で、河北町の出生数の減少に歯止めをかけ、そのためには、河北町は住んでいいところだ、住み続けたい、そして、とりわけ若い世代から河北町に住みたい、魅力ある町として、そこに向かっていかなければ、人口減少に歯止めはかけられない、出生数の増に転じることは厳しい。そういう認識であります。諦めてはおりません。諦めていないからこそ、教育にも私は一歩踏み出そうと。その認識を持って、これまでの間、検討委員会の検討経過、そして教育委員会における検討と

いうものに注目し、重大な関心を持って本日に至っております。

やはり、若い人にいかに住んでもらい、そして、子供を産み育てられる教育環境を整えていくか。私も実際、子育てをし、そして、今の子育て世帯の考え方もいろいろ触れておりますが、やはり言われるのは、人口ということでは、働き、収入ですね、暮らしの収入、そして、子育てと教育です。そして、暮らし、住環境を中心とした暮らしやすさです。そういった意味で、今、若い人をめぐる状況は、人口減少の結果、あるいは働き方改革、それも含めて、今は働き手の不足、そして賃上げ、そして働き方改革、これに対応した各般の施策を総合的に対応しないと切り込めないと、そういうふうに認識しております。

そういった意味で、子育て、そして、学校教育の魅力ある、子供たちにとって最善の学びの環境、これから将来に向けた学校像というものを真剣に考える。ここについては、私の、諦めているからそれに合わせた学校サイズにしていくということでは決してありません。そこを直視しながらも、出生数に歯止めをかける、あるいは、若い方々に、本町にもっといい町だと、子供に教育するのならやっぱり河北町いいよねと、そういう将来的な展望に立ったまちづくりを進めていかなければならない。そういった意味で、十分検討を考えて、検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） お言葉では、諦めていないと。しかし、ここ、今、6年目ですが、町長がやれるだけもうやり尽くした。もう、これでもやっぱり人口減り続けるのではないか。だからもう、それに見合った学校体制にしていこうと。そういうことが、どうも私は、

そのようにおっしゃっているの、諦めていないと言われながらも、諦めたのでもう小規模に対応できる、少人数対応できる学校体制にしていこうとしているのではないか。

大きな要素として、1つは、やはりコロナ禍による、子供をなかなか産み育てるのにリスクがあり過ぎる時期があったというふうなお考えだった子育て世代の方々の気持ちを、今をチャンスにして大きく変えていく、そういった取組などについてのアイデアなどは出てこないのではないかと。だからもう、どこかに諦める気持ちがあるのではないかということ、私は厳しく指摘しておきたい。諦めないで、一緒に、河北町の子供たちから人口を増やしていく。減少にストップをかけて、今のまま同じ傾向で続けば、もう河北町、新しく生まれる子供たちっていなくなるほどのペースですからね。それをここで止めて増やしていくというのを、一緒にぜひとも諦めずにやっていくべきじゃないかと。そのことは、学校の統合の形態にも大いに表していかなきゃいけないものだというふうに思います。

それで、今度は、教育長、板坂教育長にお聞きしたいんですけども。板坂憲助教育長は、2018年3月28日、少し古いんですけども、平成29年度第2回河北町総合教育会議において、教育委員として会議に参加されております。教育長になれる前ですね。その内容なんですけれども、ちょっと読みます。「このたび、町内で一番小さい小学校の卒業式に参加して、感動は一番大きいと感じてきたのです。小規模校ならではの卒業式で、一人一人が役割意識を持って全員参加の卒業式で、大変感動を得てきました。小規模校のメリットを生かしたならではの卒業式だったなあと感動してきました。小さい学校になればなるほど、歌声が出ないというのが普通なのです。その日のために声が大き

く出るように訓練をしますけれども、人数には勝てないということがあるのですけれども、谷地西部小さんはそんなことはなくて、でんとした非常にいい卒業式だったなあと思います。地域にとって、その学校に似合った最大限の教育というのが大事なんだなとつくづく感じてきたところです」と小規模校を全肯定するすばらしい発言をされております。

今回、教育長として発表された、河北町立小学校整備に向けた基本方針（素案）に至ったその経過というか違いについて、小規模校の比較、評価ですね、についてお聞かせください。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 今、木村議員からご指摘あった谷地西部小での卒業式の感想、懐かしく思い出したところであります。小規模校のメリットを最大限に生かした卒業式であったなというふうに私は感動しておることを思い出したところであります。

小規模校、私はその、ものを否定しているわけではありません。与えられた環境を最大限に生かして、そして、可能性を、子供の可能性を最大限に引き出した教育、これをそれぞれの学校の先生方をお願いしているところであります。ですので、小規模校のメリットを最大限に生かした卒業式、あるいは日頃の教育活動を営んでいるなということで、私は感動したところであります。

さて、そういった、町内には様々な規模の学校が存在しております。今現在も、その規模に合わせて、あるいは、その置かれた環境に合った教育を先生方は頑張っているところであります。そんなところで、議員の質問にもありますように、小中一貫校、これについては、さっぱり話題がなかったというわけではないのです。アンケートの中にも、ご意見として、小中一貫校というご意見もあ

りました。さらには、話し合い、あり方検討会の中でも、小中連携小中一貫校の話題も出されたところであります。

この小中一貫校というのは、今、各種校種があります。幼稚園、認定保育園も含めてであります。小学校、中学校、高校、大学と続くわけですね。各種の校種あります。今、教育で課題となっているのが小1プロブレム、あと中1ギャップなどがありますけれども、それはなぜかという、いわゆるその接続がスムーズにいかないがゆえにそういった問題が起きている。その接続をスムーズにするための小中連携、小中一貫教育であります。

そういったところで、先ほど子育てに対しての質問もありましたけれども、私自身は、やっぱり子育ての魅力をもっともっと自慢できるようにPRする必要があるし、さらには、学校教育においても、河北町ならではの特色ある学校教育ということで、こういった素案に描かれているものを出しているところであります。

以上です。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 学校の統合問題は、1つは、子供たち、小学生、中学生にとって一番いい教育環境を、今ある河北町の状況の中でどういうふうに準備していくかと、中期、長期も見てどうしていくかというのが1つ。もう一つは、地域おこしなど地元として振興していくのに、学校をどういうふうな位置づけにしていくかというふうな問題。さらには財政問題なども、一部の、主要な要素ではないんですけども、それも参考にしていくと、そういったことが必要だとは思いますが。

それで、私は、この議論を進めるに当たって、小規模校は非常に問題がある、特に複式学級になるといろいろと問題があるというような言い方を、この素案でも、その前の答申

でも出ているんですが、いろいろ勉強してみると、どうもそうではないというふうな議論がいろいろとあります。複式学級にならないように統廃合しようと。複式学級のという、その言葉がターゲットになっているというようなことがどうもあるんですけども、そのことについていろいろと勉強してみますと、1つは、小規模校を広げたくないために意図的に誤認されているところもあるのではないかな。デメリットとして、主体性、社会性、協調性、人間性、自己肯定力、競争心、社会への適応能力、自立心など、大規模校のほうがずっとよくして……、そういうのが育まれるんだということなんですけど、実態をよく見てみると、むしろ小規模のほうがこういったことは育まれやすいという。だから、世界では、小さな学校を目指す、子供1人当たりの教員の数を増やす、教員の比率を増やす。それが世界の流れで、それをわざわざ、そういう状況が小規模校という形で現れようとしているのを、日本のといいますか、日本ではそういう方向に進めようとしていて、河北町の素案もそういった方向になっているのではないかなという、1つ、小規模校と大規模校に関連する意図的な誤認というのが私はあるのではないかなということでもあります。

国連の子どもの権利委員会では、日本政府に対して、これまで3回にわたって、過度に競争主義的な環境による否定的な結果を避けることを目的として、学校制度及び学力に関する仕組みを再検討することということで、具体的には、少人数学級とか、クラスの人数を減らしなさいということなど、あと、教育予算ですね、教育予算が日本はOECDなどに比べて3分の2程度しかない、そういったところでも教育予算にもっとお金をかけて、先生の数も増やして、そして十分な教育をしなさいということなども出ておまして、こ

ういう点では、もうちょっとそこはしっかりと見直しというか、必要な検討すべきではないか。

小規模校は人間関係が固定されやすいと、だから問題なんだというふうな言い方も素案とか答申でされておりますけれども、人間関係が固定化されるということは、子供たちにとってはデメリットではなくて、むしろ安定した継続的な人間関係というのは、子供たちの成長にとって必要なことなんですね。学校や家庭、地域社会で、親密で安定した異年齢の人間関係が非常に大切で、そういった固定した人間関係の中でこそ、子供たちは安心して毎日を過ごすことができる。あえて、そういう環境ができていた小規模校を大規模校に変えていくというのは、非常にもったいないことではないか。子供たちは、そういった環境の中で、自分が周りから常に気にかけられていて、大切にされているということが実感できるのが小規模校ですね。その集団、人間関係の中で、自分の役割、または、自分がどういう言動を取れば周りにどんな影響を与えるかということを学んでいくことでありますので、ぜひ、そのところの、その教育論のところを、ぜひ考えるべきではないかということで、クラス替えができないということが、だから社会性が育ちにくいということはないというようなことを申し上げたいと思います。

それで、小中一貫校について、お尋ねまだしていなかったんですが、教育長からも町長からもお話あったのでお聞きしたいんですけども、小中一貫校の議論、もう最終結論としても出していいというほど町民の中で議論がなされているというふうにお考えかどうか、お答えください。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 小中一貫校につきましては、

このように考えております。

先ほども申し上げましたように、校種間での接続が非常に課題となっております。例えば小1プロブレムですけれども、幼稚園、遊びの中での学びであります。それが、小1になりますと、教室の中で机に座って学習するわけです。そういった環境に慣れるまでしばらくかかると。そういった意味では、幼稚園教育をお互いに理解する必要があると。つまり、小学校の先生は小学校の先生で大概終わってしまうんです。中学校の先生は中学校の先生で終わってしまうと。そうでなくて、いわゆる中学校の先生が小学校の教育を見て、どのように行っているのか。逆に、小学校の教育を受けた生徒が中学校ではどのような教育を受けている。そういった意味で、それぞれの教育を理解し合える、そういったところが大事であります。

こういった課題につきましては、我々教育会ではずっと前からこれ課題となっております。小中一貫教育を初めて行ったのは、たしか2006年頃だと記憶しております。それが問題になるのは、2006年前にも問題になっているはずですよ。ですから、これが突然として教育界の中で、あるいは河北町で出てきたわけではありません。その証拠に、各小学校、中学校、最近は高校も交えて、各学校で授業研究会をします。年に4回から6回ぐらいします。その授業研究会は、先生方が授業を見合って、そして事後研で話し合いをして、お互いの資質・能力を高めるための会議であります。それを各町内の学校に、授業研究会がありますので見に来てくださいという案内を出しています。そんな中で、いわゆる町内延べ人数でありますけれども、小中高、交流学习して延べ80人ぐらい。今年1年間です。お互いに見合って、いわゆる学習をし合っています。そういう状況をわざわざつくっているわけで

すけれども、それが小中一貫型になりますと、同じ敷地内にありますので、それがやっぱり気軽に勉強し合えるという環境になるわけです。そういった効果を見越しての今回の素案の提案となっているところであります。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 小中一貫校のという、そもそもについて、町民は、河北町の中でそれを進めるということについては、初めて、この機会ですかね、この間の説明会で初めて聞いたというような状況なのではないかと思っています。

義務教育学校、要するに校長先生が1人で、小中学校のもう一緒にした校長先生1人というものと、それから、小中一貫校というの比較、この間、素案の、議員全員協議会で説明のときにそんな話があって、義務教育校というのは大変なので小中一貫校を選んだというふうな話がありましたが、その説明の中で、説明員の方から、小学校、中学校別々に建てて渡り廊下でつなぐようなものなんですよというふうな説明もありました。今、教育長のお話と全然違う。渡り廊下でつなぐというぐらしいのものですというふうな話もありました。要するに、町民、担当の方も、そう思われるぐらいに、町民は小中一貫校について全く、まだ議論にも就いていないという状況かなと思います。ここは強引に進めるところではないと。十分に町民に説明して、それから、よく分かってもらってから、アンケートなども取って、それでしっかりと進めていくとしないと、後々悔いを残すことになるのではないかなと思うんですが、その考え方がいかがですか。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 小中一貫型教育というのは、今回の素案で、そういう言葉は確かに初めて出てきたかと思います。そのために、素案を説明する会を各地区で行っております。これ

からもいろいろな会議の中で説明をして、その素案を固めるために、いろいろな方々からご意見をいただいて、案に固めていこうかなというふうに思っているところです。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 今回、金曜日の鈴木議員の質疑でもございましたけれども、今回、教育委員会の素案ということであります。今、出されております1校にすることについてのコンセンサスづくり。そして、一貫型、小中で連動した教育、最善の学びの環境を整備していくのがベストだろうと。この2点について、十分議論を深めていく必要がある。今、教育長言ったように、これからだと思います。

ただ、一番冒頭に戻りますけれども、大規模校がいいのか、小規模校がいいのか。それぞれがいいのか、一貫校がいいのか。それは、いろいろな、それぞれ置かれた地域があります。河北町のこれからの小学校の生徒数の見通し、中学校の生徒の見通し、本町の置かれた環境、そういったことをベースに置いた、本町にとってあるべき最善の学びの環境、これを共通認識に置いて、木村議員も同じだと思います、そこに向けて議論を深めていきたいというふうに私としても思っております。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） もう時間がないのでまとめますけれども、河北町の子供たちの人口ですね、出生数はこれ以上減らさないためにまだまだやることが、やれることがあって、それをやって、今60人ぐらいから3桁に増やしていくような、そういった展望あると思います。それを踏まえて、1校統合というのは乱暴過ぎる。小中一貫も問題がある。私はそのように思います。

ということで、一般質問終わります。

○丹野貞子議長 以上で、7番木村章一議員の一般質問を終わります。

ここで10時20分まで休憩とします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時16分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

次に、2番漆山光春議員の一般質問を行います。

「2番漆山光春議員」

○2番(漆山光春議員) 初めに、本年1月1日、能登半島地震発生し、罹災に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。また、本日は3月11日です。2011年に東日本大震災が起きました。この2つの教訓を胸に、私たち議員はしっかりと災害に強いまちづくりを目指していかなければならないということ、決意を新たにしているところです。

それでは、一般質問いたします。

質問事項の1は、人口減少の中で自治体機能を維持していくための対策を急ぐ必要があります。新時代における職員の人材育成・確保についてお伺いします。

人口減少や少子高齢化の急激な進行をはじめ、大規模災害・感染症リスクの増大、住民の価値観の多様化、スマート社会実現に向けた新しい取組など、私たちを取り巻く社会状況は大きく変化しています。このような中、地方自治体には、地域の意思と責任に基づく自主・自立のまちづくりが求められています。また、行政に対する住民の要望は、高度化・多様化しており、町職員は、多様な視点や発想を生かしながら町政を推進していく必要があります。これからの時代に求められている人材育成には、個だけではなく、組織としての生産性や人材育成に関する職場風土の醸成が必要不可欠です。個に注力した縦割り組織から横につながるチーム型の組織への変革、トップダウンだけでなく、双方向の対話から、ボトムアップによる若手職員が活躍できる職

場の組織への変革を推進することで、組織の生産性を高めていくことになります。また、組織全体で人を育てていくという意識の共有と、それぞれの役割を明確にするなど、組織全体で職員を育成する体制を整えていくことが重要と考えます。

組織は人なりと言われます。一般論で申し上げますと、経営も事業も人が重要であり、人によって仕事の成否が決まることも事実であります。どのように現実を認識し、課題として受け止めるか、受け止めた課題をどのような方法によって課題に結びつけるか、どのような話の進め方でコンセンサスを得るのか、町民が職員に求める要求水準は年ごとに増しております。

こうした多様化する社会の変化を踏まえて、これからの町職員の人材育成・確保についてどのようにお考えなのか、次の点にお伺いいたします。

質問事項の1は、職員の自主性や多様性に留意しつつ、求められる職員像や行動指針、組織の目指す姿や各職務分野、職位に応じて求められる知識・技能などについて明らかにしておくことは、人材育成においてとても大切なことであります。しかも、組織が人材マネジメントの視点に立って、職員一人一人の能力を最大限に伸ばすこと、職員の自発的なキャリア形成を支援する取組が重要とされています。人材確保について、毎年、採用計画はどのように立てているのか。また、本町はどのような人材を求めているのか。人材確保の基本的な考え方と、職員の人材育成の方策についてお伺いします。

さらに、人材育成を効果的に実行する推進体制についてもお伺いします。

質問事項の2は、特色ある魅力的な町をつくるため、職員の政策課題解決能力や政策立案能力が求められています。本町は、河北町

職員自主研修制度による活動成果や、職員の創意工夫による事業提案や事務改善を募集し、取り組むことを推進しておりますが、取組の成果についてお伺いします。

また、時代の変化を捉えた自発的な学習を促進するため、取り組みやすい環境整備についてお伺いします。

質問事項の3は、社会全体で自治体DX、デジタル化が叫ばれ、総務省による2020年、自治体DX推進計画の策定、2021年、デジタル庁の発足と、本格的に自治体DX、行政のデジタル化の推進が叫ばれております。

自治体においては、まずは、自ら担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められております。

町職員のDX推進のために求める人材の人物像と、デジタル人材の育成・確保についてお伺いします。

質問要旨の4は、全国的にもメンタルダウンする職員の増加が問題になっています。全ての職員がその能力を最大限に発揮し、効果的に高い成果を上げることができる職場環境を整備することが重要です。すなわち、働きやすさだけでなく、働きがいを持つことです。そこで、働き方改革の取組と職場の時間外削減など、労働環境の整備を図ることについてお伺いします。

次、質問事項の2は、令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁は、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定しました。本町における中学校部活動の地域移行についてお伺いします。

令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提案を踏まえ、平

成30年に策定した運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを統合した上で、全面的に改定いたしました。これにより、文化部活動の適切な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考えを提示いたしました。

地域移行の本来の目的の一つには、学校における教員の働き方改革があります。令和4年度による文部科学省の教員勤務実態調査によると、小学校教諭の64.5%、中学校教諭の77.1%が国の定める月45時間を超える時間外勤務をしていたことが明らかになっています。特に中学校では土日の部活動に従事している時間が多く、部活動に係る負担が増加していることが分かります。運動部活動が教師の長時間勤務の大きな要因の一つになっている現状から、この働き方改革が求められるようになりました。

そして、歯止めのかからない少子化も大きな要因であります。そのため、地域によっては、競技・種目によっては部活動の存続が難しくなり、廃部、休部を余儀なくされるケースも増えています。意中の部活動が存在しないために、やりたいスポーツができない、好きな競技を続けられないという子供たちは、決して少なくありません。

運動部の現状を鑑みると、従来の形の運営では遅かれ早かれ限界を迎え、その運営を見直す時期にきています。少子化が進む中、将来にわたって、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があります。

次の4点について質問します。

質問要旨の1は、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革期間として、地域連

携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すと言われています。河北町における中学校部活動の地域移行の進捗状況と課題についてお伺いします。

また、今後のスケジュールと体制についてもお伺いします。

質問要旨の2は、移行先とされる地域クラブが具備すべき体制と指導者を含む要員について、また、部活動の地域移行について具体的な実行性を高めるために、コーディネーターの配置についてお伺いします。

質問要旨の3は、部活動の運営形態は、子供や保護者、地域との合意形成の下、確実な方針と体制を構築することについてお伺いします。

質問要旨4番目は、運動部活動の地域移行に関する提言では、部活動は「学校教育活動の一環」から、「社会教育活動の一環」でありスポーツ基本法に基づくものと考えを変えていくことが示されており、町民と一体となったスポーツ振興によるまちづくりの認識についてお伺いします。

以上、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○丹野貞子議長 2番漆山光春議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 2番漆山光春議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、人口減少の中で自治体機能を維持していくための対策を急ぐ必要がある。新時代における職員の人材育成・確保についてお答えいたします。

1点目の、町職員の人材育成・確保の基本的な考え方と人材育成の方策について、さらに、人材育成を効果的に実行する推進体制について伺うについて申し上げます。

少子高齢化や人口減少の加速、自然災害の頻発・激甚化や環境問題の深刻化、社会経済活動のグローバル化、情報通信技術を中心とする技術革新の進展など、社会は大きく変化し、町民の価値観も大きく変化する中で、行政に求められる課題や期待はますます多様化・複雑化しております。また、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まり、働き方改革に向けた取組など、職員を取り巻く環境、仕事に対する意識も大きく変化しております。

町では、平成12年に河北町職員育成基本方針を策定し、職員の能力開発や資質の向上を図ってきましたが、これら複雑化する行政課題と職員を取り巻く環境の変化に対応しながら、町民が安心・安全に住むことができ、互いの人権を尊重し、その個性と能力を発揮できるまちづくりを目指す職員の育成を推進するため、令和4年8月に今の新しい職員育成基本方針を策定し、見直したところであります。

新たな方針では、目標とする職員像として、町民と考え行動する職員、自己の成長と業務の改善・改革に挑戦する職員、強みを持ち、変革に対応していく職員、この3つを目指すべき職員像として掲げ、職員を育成するとともに、職員一人一人が地域の課題について我が事と捉え、主体的に考え行動し、職員自らが進んで能力の向上と開発に努めながら、その能力を発揮することが重要であると考えております。

職員育成は、職員研修と人事管理、つまり適材適所によるジョブローテーションの両面から行います。職員研修には、職員自身の学習意欲や向上心によって行う自主研修、職場の上司や先輩などが仕事を通して行う指導と育成をする職場内研修、職場を一定期間離れて、多数の職員が共通するテーマについて学

ぶ職場外研修、この2つの方法がありますが、職員それぞれの特性を生かしながらそれぞれを組み合わせることで職員の能力を伸ばします。人事管理では、町民ニーズが多様化し、各業務分野で高い専門性が求められる中において、職員の能力・適性を的確に生かした適材適所の人事配置を行うことにより、職員の職務遂行能力を高めながら、能力の発揮が図られるよう努めております。

また、長期的な視点による安定した行政運営には、知識だけではなく、創造性や対応力に優れた人材を確保する必要がございます。そのため、職員の採用についても随時見直しを検討、実施しながら、採用事務を進めております。令和元年度からは、上級職の職員採用枠を新たに新設し、受験年齢を39歳に引き上げ、さらに、令和2年度からは社会人経験者の採用枠を新設し、多様な社会経験や資格を持つ人材の確保に努めております。なお、令和5年度からの定年年齢の引上げに伴い、今後、役職定年を迎える職員も出てまいりますので、長年培った経験や能力を生かしながら、知識や技術を次世代の職員にどう継承していくのかという人事管理も重要になってくると認識しております。

町民の期待に応え、真に住民福祉の向上につながる政策・施策を推進するための基盤は、人材、組織であります。人づくり、組織づくりにゴールはありません。変化を的確に捉え対応できる組織づくりを職員とともに追求し続けていきたいと考えております。

2点目、河北町職員自主研修制度による活動成果や、事業の提案、事務改善制度を推進しているが、その取組の成果について。また、時代の変化を捉えた自発的な学習を推進するための取り組みやすい環境整備について申し上げます。

職員育成基本方針では、職員の高める能力

として、業務遂行能力、政策形成能力、対人能力を掲げ、職員を育成する方策の一つとして、河北町職員自主研修制度の活用を掲げております。この河北町職員自主研修制度は、町職員としての資質の向上、多様化する行政課題、住民ニーズに適切に対応する能力を身につけ、創造的な町行政を推進するため、職員が自主的に行う研修を推進するものであり、町は、行政課題の研究、事務改善、まちづくりに必要な知識の習得などの自主研修に対し、会議室や備品などの使用許可、消耗品の提供のほか、資料等の購入、講師謝礼、旅費、自動車借り上げや燃料費等について援助を行うことができるとしております。自主研修を行った職員は、その成果や提案を書面で報告し、その内容は全職員がいつでも見ることができるようになるとともに、自主研修による成果や、業務を執行する中で気づいた事務の効率化につながる提案については、事業提案・事務改善制度として、副町長及び課長級による事務改善委員会で検討することとしております。

令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響によって、残念ながら自主研修はございませんでしたが、今年度は、自治体のDXに関する2件の自主研修があり、自治体DX推進の先進事例から町の課題の整理とDX推進に向けた提案がなされております。こうした自主研修による活動は、業務遂行能力、政策形成能力、対人能力の先ほど申し上げた3つの向上を促し、さらには政策課題解決能力や政策立案能力の向上にもつながるものと考えております。

また、ご質問の時代の変化を捉えた自発的な学習を促進する職場環境として、例えば、オンラインでの研修に対応できるように役場ノートパソコンの貸出しが挙げられるほか、令和6年度予算（案）のほうに、町があらか

じめ設定した町政課題に職員がチームとしてチャレンジする課題設定型職員研修に取り組むための予算を計上しております。

社会の変化や複雑化する行政課題に対応する自発的な学習を職員が行うためには、本人の学習意欲に加えて、上司や同僚等が理解を示し支援する職場環境が重要であります。そのため、職員の育成基本方針では、人を育てる職場環境、良好なコミュニケーションが取れる職場環境、仕事と生活の調和が取れた職場環境を構築し、職員同士の相互理解、協力の下、自主研修をはじめとする自発的な学習について積極的に取り組んでまいります。

3点目の町職員のDX推進のために求める人材の人物像と、デジタル人材の育成確保について申し上げます。

社会のデジタル化は急速に進展し、行政分野へのデジタル技術の活用は必須となっております。多岐にわたる様々な分野・領域においてデジタル化を進めるためには、デジタル化を推進する人材の確保が必要ですが、デジタル化を推進する人材は特定の部署に偏らず、庁内に広く存在するようにし、デジタル化による効率化やサービスの向上の取組が自律的に推進される体制を整備しなければならないと考えております。

このたび、町では、河北町役場DX推進方針を定め、目指す職員像を「DXに関する基本的な知識・スキルを有し、日頃から業務や行政サービスの変革に取り組む職員」とするとともに、職員のDX人材区分を3つに区分いたしまして、DX人材の育成・確保に取り組んでいくとしたところであります。

具体的に申し上げますと、全職員向けのデジタル化についての基本的な知識を持つための研修や、他の自治体の事例の情報共有により職員のデジタルスキルの底上げを図るとともに、日頃から業務改革やデータを活用した

施策立案など、DX・業務改革に向けた庁内の牽引役を担うDXリーダーの育成、外部人材や民間企業との連携による部局横断的なDX施策を企画・立案できるDXスペシャリストの確保など、各区分に求めるスキル水準に応じて、DX人材の育成・確保に取り組んでまいります。

また、デジタル技術に詳しい社会人等を採用した場合でも、職員がデジタル技術の知識を習得した場合でも、今後のデジタル技術の進展に合わせた知識の更新は必要不可欠で、ゴールはございません。河北町役場DX推進方針を踏まえた職員の計画的、しかも継続的な研修を行っていく必要があると考えております。

4点目の働き方改革の取組と職場の時間外縮減など労働環境の整備を図ることについて申し上げます。

働き方改革については、町ではイクボス宣言の下、職員の年次有給休暇取得を積極的に推奨し、職員のリフレッシュとワーク・ライフ・バランスの実現を目指しております。特に、男性職員の育児休業では大幅に活用が進み、令和3年度は対象者3人で平均取得日数は43日、令和4年度は4人で平均取得日数が95日、令和5年度は2名で平均取得日数は155日を取得しております。男性職員の育児休業取得の定着は、互いに支え助け合う職場づくりを目指して取り組んできたことの大きな成果であると捉えております。

また、職員のテレワークの導入など柔軟な勤務形態の導入、課長会議等におけるタブレットへの資料の配信、文書管理を簿冊保存からファイリングシステムに移行することによる文書の保存、検索の改善等が進められており、今後は、パソコン上の定型的作業を自動化するRPAの導入による業務の効率化による労力の軽減を予定しております。

職場の時間外労働の削減については、公務員の時間外労働は原則月45時間かつ年間360時間以内、災害対応や緊急な対応を要する他律的な業務の比重が高い部署の職員については、月100時間かつ年間720時間以内と定められています。時間外勤務を行う課はその日に総務課に報告することとしており、月40時間を超える時間外労働があった職員には、その要因と今後の見通しについて報告を求めることで、時間外勤務の分析と業務の適正化に努めております。

なお、期間が限定される業務、災害や緊急に対応しなければならない業務などにより職員の時間外勤務が月110時間を超える場合は、産業医との面談を設定しメンタル指導を行うほか、専門家による全職員向けのメンタルヘルス講座を毎年開催し、悩みを一人で抱え込まない職場環境づくりに努めているところであります。

職員育成基本方針においては、職場環境を職員育成の重要な要素として捉え、目標とする職場環境として、人を育てる職場環境、良好なコミュニケーションが取れる職場環境、仕事と生活の調和が取れた職場環境を掲げておりますが、働きがいを持つ労働環境につきましても同様の環境が重要であると考えております。

また、職員が設定した業績目標の達成や発揮した能力の評価を通して、職員のモチベーションアップや職員育成を図る人事評価は、職員の働きがいにもつなげていく必要があると考えております。

職員育成の諸施策を通して職員の知識、能力のスキルアップを行い、職員のモチベーションを高めるとともに、その活用を図ることで職員のキャリア形成を推進し、働きやすさと働きがい、この両方を満たす環境づくりを進めてまいります。

次に、本町における中学校部活動の地域移行についてお答えいたします。

1点目の中学校部活動の地域移行の進捗状況と課題並びに今後のスケジュールと体制について申し上げます。

令和4年12月にスポーツ庁、文化庁による、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定されました。学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方と、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が示されました。

これを受け、町では、河北中学校の生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築と職員の働き方改革、この両立を目指し、令和5年1月31日に、河北町中学校における休日の部活動の地域移行に関する検討協議会を設置いたしまして、これまで3回の検討協議会を実施しております。各種スポーツ・文化団体、保護者代表、教育委員会が共通理解の下、様々な課題について協議を進め、令和7年度までの改革推進期間に、可能などころから地域移行の段階的な実施を目指してまいります。

これまで全員加入だった河北中学校の部活動については、令和5年度から任意加入としております。また、地域移行の体制整備や中学校における将来の部活動の在り方について意見を集約するため、昨年8月から9月にかけて、河北中学校の全校生、今後河北中に入学予定の小学生並びにその保護者、河北中学校在籍の教員及び町内のスポーツ・文化団体を対象にアンケート調査を実施いたしました。アンケート調査の結果、児童生徒と保護者からは、移行後の活動時間や練習量への不安、安全管理についての不安、安定した指導者や活動場所が確保できるのか、活動に係る保護

者の費用負担、生徒間のトラブルや、指導者や教員との関わりに対する不安などの意見が寄せられております。

12月には、スポーツ・文化団体に対して、地域移行に関する団体への説明会を実施し、グループワークを交えながら、地域移行についての課題等について意見交換を行いました。その中で出された意見といたしましては、指導者の確保や資格取得が困難、指導者間で情報共有をどうするのか、活動場所や道具の確保、クラブ側の事務量の増加に対する不安など様々な意見が出されております。

町では、このような課題を整理しながら検討協議会の中で十分議論を重ね、令和6年度中に町の部活動改革のガイドラインを策定し、地域クラブや生徒・保護者の共通理解の下、円滑に地域移行を進められるよう、体制を整えてまいりたいと考えております。

学校の部活動について、令和6年度には月に1回以上は土日のいずれも休み、令和7年度には月2回以上は休みとし、令和8年度からは休日の部活動を行わない予定としております。

なお、令和8年度からの休日の部活動の地域移行完全実施に向け、各スポーツ団体と調整を行っており、一部団体からは、令和6年度中に移行開始に向けた回答をいただいているところであります。

2点目の移行先とされる地域クラブが具備すべき体制と指導者を含む要員及びコーディネーターの配置について申し上げます。

生涯にわたってスポーツ等に親しむことができる環境とするため、受皿となる地域クラブにおいては、活動する団体ごとに規約を整備するとともに、適正な保護者の費用負担や指導者への報酬の設定並びに保険の加入など、持続可能な体制づくりを行っていくこと、指導者については、学校の部活動と連携を図る

とともに、指導者数の確保や、県などが開催する指導員研修会の受講や日本スポーツ協会等の指導者資格取得など、質の高い指導者の確保が望まれます。

学校部活動や地域クラブ、生徒などをつなぐ中心的な役割を担うコーディネーターにつきましては、令和6年度のできる限り早期の配置を目指してまいります。

3点目の部活動の運営形態は子供や保護者、地域との合意形成の下、確実な方針と体制を構築することについて、この点について申し上げます。

現在、国では令和4年4月に、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定し、県では令和5年の3月に、山形県における部活動改革ガイドラインを策定し、部活動改革に関する基本的な考え方及び今後目指していく学校の体制について示しております。本町においても、このガイドラインに基づき、体制構築に向けて取り組んでいるところであります。

河北中学校においては、令和5年度から部活動を任意加入としておりますが、部活動の取組は生徒自らが選んで活動する体制になっております。現在、部活動に所属している生徒は、平日、休日ともに部活動に参加しておりますが、今後は、地域移行期間の3年間を経て、休日の活動は生徒自らの意思で選択することになります。その環境を整備するため、河北中学校における休日の部活動の地域移行に関する検討協議会でさらに課題を整理し、体制づくりを行っているところであります。

地域クラブの参加については、参加する生徒が地域クラブの目標・方針、活動内容を十分理解し、生徒の活動がより本人の目的に合った質の高い活動となるよう、参加者、クラブが互いに共通理解をした上で参加できることが大切であると捉えております。

県では、運動部活動、文化部活動の在り方に関する方針を令和6年度に改定する予定としております。本町も県の方針を踏まえ、スポーツ・文化活動の方針・体制を整え、よりよい環境づくりに取り組んでまいります。

4点目の町民と一体となったスポーツ振興によるまちづくりの認識について申し上げます。

議員ご指摘のとおり、地域クラブ活動は、学校教育課程外の活動として、社会教育法上の社会教育活動の一環として捉えることができ、スポーツ基本法上のスポーツとして位置づけられるものになります。生徒が生涯にわたってスポーツに楽しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成を図ることはもとより、地域のスポーツ環境が充実することにより、他の世代にとっても気軽にスポーツ等を行える環境になることで地域住民の交流が促進され、町民と一体となったスポーツ振興によるまちづくりにつながっていくことが期待できると認識しております。

以上、お答え申し上げます。

○丹野貞子議長 町長の答弁が終わりました。再質問に入ります。

「2番 漆山光春議員」

○2番（漆山光春議員） ご答弁、丁寧にありがとうございました。

初めに、それでは、人材育成のことについて再質問したいと思います。

総務省の令和5年12月に発表されました、策定されました人材育成・確保基本方針の指針の中でこのようにおっしゃっています。地域の実情を踏まえ、課題を明確にし、目標ビジョン、方向性を職員と共有すること、さらには、職員の満足度を高めながら能力開発に取り組むことが重要であり、職員の目標成果をいかに見えるかがポイントですよというふうに示されております。しかも、利益追求型

の民間企業とは違って、自治体の職員の活動が成果が見えにくいことがございます。そういった意味で、職員の方々が意欲を持ち続ける、モチベーションを高めるというようなことは非常に簡単なことではないなというふうに私も認識しているところですが、この職員の目標、モチベーションを高く保つために人材育成プログラムを立てているわけですが、平成12年から二十数年をたって令和4年に今回策定いたしました。どのような工夫をされているのですか。これ担当課長にお聞きします。

○丹野貞子議長 「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 町のほうでは、当初、教育基本方針に基づいた策定は平成12年の7月に実施させていただいております。その後、令和4年の見直しの際の社会の変化という部分の中で、ポイントとしては、大きなポイントは、その間、人事評価制度の導入があったこと、あとはワーク・ライフ・バランスの高まり、あとは働き方改革、そうしたポイントがありまして、令和4年8月に改正させていただいたところであります。

その中で、目標とする職員像というものを、3つの像を、町民と共に考え行動する職員、また、自己成長と業務の改善・改革に挑戦する職員、あと、強みを持ち、変革に対応していく職員、そういった職員像を掲げながら、それぞれの能力を高めるといったことで、業務遂行能力あるいは政策形成能力、対人能力、あとは組織管理、あるいは危機管理能力と、そうした能力については、人事評価の中で各個人のほうも評価ができる、あるいは、監督者、管理者のほうもそれを評価すると。そうしたものを大綱のほうで盛り込ませて、実質、例年、毎年、人事評価によって、その評価、個々の、個人の評価なども行い、部下とのコ

コミュニケーションを図りながら、その能力を高めていくと。そうした制度が進まっております。

今、漆山議員ご紹介ありました、総務省の令和5年に公表された新たなこの基本方針の指針というものがあまして、その中では新たに、人材確保、職場環境、デジタル人材育成、そういった大きなポイントのほうが大きく変革がありましたので、この辺についても、今後、十分、まだ令和4年8月に改正されたばかりでありますけれども町のほうでは、引き続き国の指針を見据えながら、方針のほう見直しを図りながら、引き続き進めていきたいと考えているところです。

○丹野貞子議長 「河内副町長」

○河内耕治副町長 ちょっと時間が押し迫っているということもありますので、今言わせていただきたいと思いますけれども、全体的な職員の研修等あるいは育成等については、今、総務課長のほうから話があったわけですが、では、河北町に当てはめた場合どうなのかということが重要だと思います。

残念ながら、コロナ禍の影響ですとか、あるいは災害が頻発しているということで、非常に、今、河北町の職員みんなに、これまでになかったような業務の過大な業務量が発生しているというふうに思っております。それを反映した形で、近年、定年前に退職する方も出てきているのが事実でございます。今、体調崩して休んでいる職員もおります。

そういったことで、町といたしましては、特に職員のメンタル面のサポートをしていかなければいけないというふうに考えておまして、その研修に力を入れております。さらには、以前はなかったような形での年度途中での人事異動によります職員の業務量のバランスを取るというようなやり方でやらせていただいていることもございます。いかにして

職員の皆さんが意欲を持って町民の方の幸せのために働いていただけるかということに重点を置きまして、人事管理、業務管理をやらせていただいているところでございます。

○丹野貞子議長 「2番漆山光春議員」

○2番（漆山光春議員） ありがとうございます。

大きく変わった点、先ほど3点課長から申し上げられましたが、私の認識は、キャリア形成、これを訴えていますね。今大事なことは、職員自ら将来の自分のあるべき姿を定めて、それに基づいて専門知識を学んでいく、こういう工程です。そうしないと、一人一人の職員の意識、いわゆるモチベーションが私は上がらないと思うんです。今回、新たに制度設けられておりますけれども、それも大事です。しかし一番大事なことは、職員一人一人が自ら望むもの、専門知識を身につけたいもの、これを組織が用意してあげることが私は大事だと思います。それが満足度につながると思います。

過日、総務課長とお話をさせていただいたときに、この基本方針策定されるときに職員のアンケート取りましたかというふうなときに、取らないというふうにおっしゃっていましたが、私は、これ非常に大事な点だと思います。職員がどう望んでいるのか。人材育成基本方針に対して、自分はどういう形で望んでいるのか。そのことは非常に大事だと私は思うんです。そのために、これはぜひやっていただきたいというふうに思います。

あと一つ、先ほど副町長からお話ありましたけれども、大変に複雑化しています。それから多様化しています。ここで町長にお伺いしますけれども、町長は、町の将来像として、輝く人・町、夢そして未来へ挑戦するまちを掲げて出発いたしました。しかし、加速化する人口減少に加えて、災害がありました。令

和2年7月です。そして、同時にコロナ禍対策もありました。近々では物価高騰対策もあります。このような状況の中で、職員の皆様方は、通常の業務に加えて想定外の出来事に対応が追われております。その中で職員お一人お一人の未来に向けてのお知恵を拝借する力が必要になっているとはいえ、現状は大変ご苦勞なされているなというふうに思っております。それで、森谷町長は県庁職員として業務を重ねられ、そのノウハウをしっかりと把握され、知識も見識も高い境涯で臨んでおられます。また、モンテディオの社長として民間経営もしっかりと把握されています。言わば人材育成のプロフェッショナルと私は認識しているのですが、このときを未来に向けて町民の方々がしっかり希望を持って暮らすための臨み方、組織、人材、その考え方について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 職員の育成については、先ほど、要するに職場として職員育成にどういう環境を準備していくか。一番ベースには、やはり、職員としてこうありたいという、自分の職員像をそれぞれやっぱり持つということが大事だと思いますけれども、それに即して、町で出している人材育成方針は、町全体として組織を挙げて持っていく職員像として3つあるんだ。そのことに自分の強みをどう考え、自分の強みをどう持って、これからの変革に対応している自分のキャリア形成をこれからどうやっていくんだということ、自らの問題として考えてもらう。そこが一番ベースにあると思いますけれども、その上で、やはり、職員が職場内でコミュニケーションを取ること。もう一つは、地域でコミュニケーションを取っていくこと。いろいろな情報は今あふれています。無数にあります。むしろその中から

どう情報を選択するかという、その困難に直面しているというのが今の職員の置かれている状況だと思います。

そういった中で、やはり私としては、役場としても職員育成のためにどう臨んでいくかということもありますけれども、もう一つ、職員自体が地域との関わりをいろいろな形で取ってもらいながら、考える機会を、生の情報を現場からあるいは地域から、どう地域との関わりの中で感じていくか、そこがやはり大事なのかなというふうに思っています。

いずれにしても業務、先ほど副町長からもありましたけれども、業務が本当に複雑化して、あるいは想定、これまで想定外としていたようないろいろな対応がある中で、なかなかやっぱり職員も、新しいところになかなか行くまでの頭の余裕がないということもあるかもしれませんけれども、でもそこは乗り越えていかなきゃならないというふうに思っています。

そういった意味で、私もイクボス宣言の中で、若手職員と直接、いろいろ仕事のことで、あるいは子育てのことも含めて、町に対する町民としての、一町民としての捉え方、そういったことも対話をしてきているところでもあります。

○丹野貞子議長 「2番漆山光春議員」

○2番（漆山光春議員） ありがとうございます。

6年前ですか、委員会で行政視察に行っていました。過日、同僚議員から紹介ありました北海道の東川町です。ここは人口増で非常に有名で、行ってみようということで視察に行ってきたんですが、写真の町として有名です。これも写真の町を掲げて、職員が各地域に出向いて視察してきた。そしてアイデアを出した。それがきっかけで職員たちがモチベーション高まったというふうにお聞きし

ています。

私たちが視察行った中で、私が感銘を受けたのは、町長さんが2時間しっかりと同座して説明してくださいました。そのお言葉の中に、こういう一言がありました。研修行ったら帰ってくるなと。宿泊してこい。そして、しっかりと懇親を深めてこい。その中で初めていいアイデアが出るんだということで、予算はばんばん使ってくださいと。宿泊してこい。人脈をつくりなさいと。アイデアは、単なる講演や研修では身にならない。隠された部分、そこに秘訣があるはずだというふうな貴重なご意見を私は承って、松岡町長ですか、昨年5期終わって勇退された方なんです。そういう環境も私は大事ななというふうな気がします。今、今までの固定観念では駄目、駄目ですねというか、事例、法令はまた別にしても、やっぱり新たな感覚、知恵は、やっぱり民間企業とか周りの新しい事業をやっている自治体とかにしっかりと職員を派遣していただいて、そして政策を提案していただく。ここに初めて、配置された職属における職員の喜びが私は出てくると思うのですが、ぜひそのような考えもあるということを確認していただきたいと思います。

時間が限られておりますので、人材育成についてはこれで終わりますが、職員の成長は町の発展の原動力、このように私は認識しておりますので、ご健闘、ご活躍をお祈りしたいと思います。

それから、中学校の部活動の地域移行について伺いますけれども、令和5年、6年、7年で進められていくようですけれども、コーディネーターの配置、これが令和6年度に人選をして、ごめんなさい、令和5年度に人選をして令和6年度にというふうな考えですかね。私は、このコーディネーターという人がしっかりと教育委員会と学校とスポーツ団

体と連絡協議会と、これを担っていく人なのかなというふうに認識していたんですが、まだ決まっていないという。ですから、このコーディネーターの方、この方は、やっぱりそういう関係を、連携を深めていく人なのかなというふうに、この事業を出発するときにそう認識していたのですが、まだ決まっていない。どういう資格の方を認識しているのでしょうか。担当課長かな。

○丹野貞子議長 「日下部生涯学習課長」

○日下部敦子生涯学習課長 コーディネーターの配置についてのご質問です。

コーディネーターにつきましては、議員おっしゃるとおり、学校、それから地域クラブ、生徒、その保護者、皆さんをつなぐような重要な役割の方ということになっております。

特にこのコーディネーターに係る資格要件というのはございませんが、学校の部活の状況、それから地域のスポーツの状況などに精通した方が最適かと思っておりますので、そういった方の人選について、今、進めているところになっております。

○丹野貞子議長 「2番漆山光春議員」

○2番(漆山光春議員) ありがとうございます。

それから、教育長にお伺いします。

4番目の質問ですけれども、これ受皿をつくるのが非常に大変な作業ですね、地域クラブ。地域クラブについては、総合型地域スポーツクラブを想定していると思うのですが、片や学校です、学校でやっている部活動、これが土日に移行して地域に移行していくとなると、この地域クラブ、河北町でいえば総合型スポーツクラブ、これを、しっかり体制を整えておくことが非常に大事です。これ1点。

それから、2点目。生涯学習に移行する。学校教育から。こういったことに対する教育的価値はどのように捉えてよろしいんでしょうか、教育長。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 1点目の総合型クラブと部活動の関係です。

平日は部活動、休日は総合型クラブにお願いするわけです。そこで大事なのは、いわゆる部活動の指導者と総合型クラブの指導者の情報共有、これが非常に大事だと思っています。その辺、情報を共有して、同じベクトルに向かって、生徒の成長のために役立つシステムでなければならないと。その辺、今後の課題であるなというふうに認識しております。

2点目の生涯学習との関係ですけれども、やはり遠い将来においては、全てがやっぱり地域クラブにお願いする形になっていくのではないかなというふうに予想しているところです。そんな中で、生徒にとって、もちろんいろいろな世代間を超えて、スポーツクラブにおいても文化芸術クラブにおいても選択肢があり、そして、個々に合ったニーズに応えられるような、そういったクラブをやっぱり目指していかなくちゃいけないのではないかなというふうに思います。生涯学習の中においても、あるいはまちづくりの中においても非常に重要なポイントを占める分野になっていくのではないかなというふうに認識しているところであります。

○丹野貞子議長 「2番漆山光春議員」

○2番(漆山光春議員) 任意となっていますね、部活動が。これが令和5年からですか。中学校の409名の生徒のうちに、運動部が302名で約73%、文化部が84名で20%、外部活動なさっている方、多分スノボですかね、10名の方がいらっちゃって、無所属、無所属というか、なされていない方が14名のようです。

改革ですから。改革です。改革というのは、制度の改革ですよ、教育長。ここは、町として、教育委員会として、1つは部活動の在り方。これは学校教育です。そしてもう1点

は、先ほど申したとおり、生涯学習課、スポーツクラブの受皿、地域クラブの受皿をつくる。そして、そこには指導者の確保。非常に大変です、指導者の確保、資格の問題。これを立て分けて、しっかり教育委員会として、町挙げて、スポーツ振興という観点で取り組んでいただきたいことを望みます。

以上で一般質問を終わります。

○丹野貞子議長 以上で、2番漆山光春議員の一般質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩とします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時28分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

次に、5番石垣光洋議員の一般質問を行います。

「5番石垣光洋議員」

○5番(石垣光洋議員) 通告に従いまして、一般質問を行います。

質問事項の1として、介護保険事業についてお聞きします。

高齢者対策として平成12年に開始された介護保険制度は、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着しています。介護保険制度は、平成12年度に、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護機能訓練や看護、療養上の管理等の医療が必要な人に対して、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する制度として創設されたものです。介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活を営めるように、必要な介護サービスを総合的、立体的に提供する仕組みとなっており、介護給付にはデイサービスや訪問入浴、介護などの要介護者に対する居宅サービスや、介護老人福祉施設いわゆる特別養護老人ホームなどの施設に入所する施設サービス等があります。

介護老人福祉施設の入所要件としては、平

成27年度より、原則、要介護度3以上の方が対象となっております。介護施設は、利用者と施設の契約に基づくもので、現実的には、ケアマネジャーのアドバイスの下、家族の利便性からも現住所の近くから検討されるものと思いますが、制度的には、市・町内外を問わない制度となっています。入所待機中の方については、ヘルパーが訪問して介護を行う訪問介護や、デイサービスを行う通所介護、福祉系の施設に入所できるショートステイと呼ばれる短期入所、生活介護福祉用具の貸与や購入、介護に必要な住宅改修など、居宅サービスを利用しながら自宅で過ごす方もおりますので、利用者の状況に応じて介護サービスを活用していただいています。基本的には、総合的に比較検討して利用されているものと考えます。

介護保険制度は、西暦2000年度、平成12年度に開始されて以来、3年ごとに事業計画を見直して、新しい時代、新しい課題に対応してきました。生産年齢人口は年々大幅に減少していくことで、全ての産業において担い手が不足していくことがうかがえます。山形県の高齢化率は34.0%で、10年比で6.4%の上昇。40年には40%を超えると見込まれ、介護分野の担い手不足が懸念されるとの報道もあります。介護分野においても、要介護者を支える若者がいなくなります。

質問要旨の1として、河北町の介護分野における担い手不足の現状をどのように認識しておられるのか伺います。

質問要旨の2として、2025年、2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備についてお聞きます。2025年、令和7年は、いわゆる団塊の世代の方の全てが75歳以上になる年です。2040年、令和22年度は、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる年になります。2025年、2040年に向けて、サービスの人

的基盤の整備をどう推進していこうと考えるか伺います。

老老介護で人材がいなくなります。サービス基盤については、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、サービス事業量を見込み、施設サービスの補充、居住系サービス及び地域密着型サービスなど、バランスよく組み合わせて整備をする必要があると考えます。

人的整備については、国と県と連携し、介護職の処遇改善や介護の仕事の魅力の発信を行うことで人材確保につなげるとともに、諸施策を効果的に展開する必要があります。今後の地域共生社会の推進に当たり、地域福祉を推進する担当の社会福祉協議会があります。サービス基盤、人的基盤の整備について伺います。

質問要旨の3として、介護予防のための健康づくり施策の充実と介護人材の確保について伺います。

要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることは、介護保険制度の重要な目的です。就労人口が極端に減少する中、高齢者の中で意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労社会参加ができる環境整備もする必要があります。

その前提として、介護予防健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められています。今後さらに就労人口が減少していきます。介護分野でも、施設や在宅サービスを高齢者のために増やしても、従事する人がいなければ、施設を運営することもサービスを提供することもできません。人手の確保は急務です。介護人材の確保について計画的に進めるべきですが、現状の考えをお伺いします。

質問要旨の4として、介護保険制度の改正でどうなるのか、内容について伺います。

サービスの提供については、要支援認定者を対象とした介護予防給付を市町村裁量で実施します。また、特別養護老人ホームの入居者を要介護度が高い方とすること、さらには、地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療と介護の連携推進や認知症施策の推進など、様々なものがあります。介護の利用料を1割から2割に、特別老人ホームの入所は介護3以上に限るなど、負担増で介護も受けられない、暮らせないという声が出ています。河北町では、これからの介護保険制度に対しての対応と対策をどのように考えているのか伺います。

介護の社会化を目的に創設された制度ですが、現状では、特養ホームの待機者や、介護疲れ、家族介護や看護のために離職や転職するなど、介護の社会化とは程遠い事態となっています。国民年金だけの少ない年金から介護保険料や利用料の負担は重いものがあります。利用を抑えているなどという高齢者の声は、本当に切実です。介護保険に係る地元の要望を国に対する制度への要望の中で取り上げていただきたいと思います。

質問事項の2として、会計年度任用職員について伺います。

町役場で働く会計年度任用職員の待遇改善を求めていくべきと考えます。2020年4月から施行された会計年度任用職員制度は、自治体で働く非正規職員の雇用者の働く条件を適正なものにするとして始まった制度だと思っています。フルタイム、パートタイム会計年度任用職員の自治体業務の専門性、継続性、公平性、平等性が確保できるように、会計年度任用職員の継続的な任用の保障や正規職員への道を開き採用するべきと考えるが、町の見解を伺います。できるだけ正規職員で採用すべ

きと考えるが、町の見解を伺います。

質問事項の3として、住宅リフォーム事業について伺います。

河北町での耐震診断と耐震改修の状況はどうなっているのかお伺いします。

木造建築物の地震に対する安全性の向上と、震災に強いまちづくりを推進するため、建物の耐震性を診断する耐震診断士派遣事業を行っています。これまでの対象建築物は昭和56年5月31日以前となっておりましたが、平成29年度から平成12年5月31日以前に対象範囲を拡充しました。また、耐震診断と併せて耐震改修計画（補強案及び概算工事費）の策定もできるようになりました。

町民が居住用に供する木造住宅について、地震による被害の軽減を図ることを目的として耐震改修等を行う場合に補助金を交付しますとあります。景気低迷が長期化し、自治体が地域経済循環のための仕事おこしとして中小業者への仕事に結びつけるこの制度の役割は、大変大きいものがあると思います。地域経済の波及効果は大きく、長期の不景気で苦しんでいる建築業者が助かっております。リフォーム助成制度の拡充について考えを伺います。

基本的に、個人所有住宅への公金支出には、施策としての事業目的や事業効果などに説明責任が伴うと認識していますが、対応できる工事内容については検討が必要になると思います。住民の大切な税金であるからこそ、こういう地域経済が元気になるものに使われて循環させていくということは、本当にみんなが喜ぶことだと思いますので、重ねて考えを伺います。

質問事項の4として、雪押し場の確保と流雪溝のさらなる活用について伺います。

雪押し場は毎年確保できるようにすべきですが、状況を伺います。

道路側溝のコンクリート蓋をグレーチングの開閉式の蓋などにできないか伺います。

流量の多い側溝を流雪溝として利用する場合、住宅の中にある用水路や排水路の管理は、町で行うのでしょうか。町の管理であれば、流雪溝としての利用も可能になると考えます。通勤通学路の確保や、地元の人が除雪を行うことを考えた場合、流雪溝としての利用も考えていくべきと思いますが、町の考えを伺います。

以上、町長の答弁を求めます。

○丹野貞子議長 議長から申し上げます。

一般質問の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩とします。

休 憩 午前11時42分

再 開 午後 1時00分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

5番石垣光洋議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 5番石垣光洋議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、質問事項1、介護保険事業についてお答え申し上げます。

まず、1点目の本町の介護分野における担い手不足の現状認識について申し上げます。

初めに、町では、今年度、令和6年度から令和8年度の3か年間を計画年度とする河北町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定を行いました。計画を策定するに当たっては、医療、福祉関係分野を中心として構成する介護保険計画事業策定委員会にお諮りし、パブリックコメントを経て、先日、答申が行われたところであります。

第9期介護保険事業計画策定のために実施した、独自推計により求められた今後の町の推計人口でございますが、令和5年9月30日現在の総人口1万7,086人から、今後、減少傾

向で推移する見込みとなっております。令和7年、2025年には1万6,426人、令和22年、2040年には1万1,379人と推定されております。同様に、65歳以上の高齢者人口につきましても、令和5年9月30日現在の6,652人から、今後、減少傾向で推移し、令和7年、2025年には6,614人、令和22年、2040年には5,372人と推計されております。また、高齢化率につきましては、令和5年の38.9%から令和22年には8.3ポイント増の47.2%になると推計されております。

今後、介護サービスの利用拡大や15歳以上65歳未満の生産年齢人口の減少に伴い、将来、サービスの担い手である介護人材が不足していくことが全国的に懸念されております。町内の入所系施設であります特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の4施設にも確認を行ったところ、それぞれの事業所の人員配置基準を満たしており、現時点においては、介護人材が不足しているということはないと認識しているところであります。しかしながら、今後、退職者が出るなどした場合、職員の新規募集への応募について危惧しているという声があることも確認しているところであります。また、介護職員の負担軽減等にもつながる介護ロボット・ICT等のテクノロジーを導入することにより、生産性向上の取組をより一層推進していく必要もあると考えております。

2点目の高齢者人口のピークを見据えたサービス基盤、人的基盤の整備について申し上げます。

全国的には、高齢者人口は2040年頃をピークに迎えると予測されておりますが、町の第9期介護保険事業計画では、65歳以上の高齢者人口につきましても、令和2年9月の6,657人をピークに令和6年までほぼ横ばいで推移し、その後、減少傾向で推移していくことが

推計されております。その中でも、75歳以上の後期高齢者につきましては、令和3年、2021年の3,443人から、令和12年、2030年の3,929名まで増加し、その後減少に転じ、令和22年、2040年に3,503人まで減少すると推計しております。また、要支援、要介護認定者数につきましては、令和5年、2023年の1,143人から令和22年、2040年までほぼ横ばいで推移すると推計されております。

そうしたことから、現在、介護サービス基盤は整っているものの、今後、本町において75歳以上の後期高齢者数がピークを迎えると予測される令和12年、2030年に向けて地域包括ケアシステムを推進していくためには、県や事業所と連携しながら、介護分野で働く人材の確保・育成を進めていくことが重要と認識しております。

令和6年3月に山形県が作成したやまがた長寿安心プランによりますと、利用者100人当たりの介護職員数の見込みと、各市町村のサービス利用者の見込みから求める介護職員の需要推計値と、離職率、介護分野への再就職率、入職者数など、それぞれの見込みを基に計算した供給推計値により、2040年には7,271人の介護職員が不足すると見込まれております。

このような状況に対応するため、県で策定した県介護職員サポートプログラムの中では、介護職への理解促進、育成・確保、定着・離職防止、介護技術・知識の向上、雇用環境の改善、この5つを柱に掲げ施策を展開しておりますが、県のみならず関係機関、国、市町村、養成・教育機関、介護事業所などの団体による役割分担及び連携・協働により、介護職員をサポートする事業を総合的かつ一体的に取り組むことが重要だとされております。

県では、介護職員が誇りを持って介護業務に携わることができるように、サポートプロ

グラムの一環として、介護職員の魅力を発信する「やまがた介護プライドキャンペーン」を推進しておりますが、本町におきましても、現職の介護職員が認知症キャラバンメイトとして講師となり、認知症についての理解を広める認知症サポーター養成講座を実施することで、将来介護人材となり得る町内の児童へ認知症についての知識と介護職の魅力を伝えております。今後ともこの取組を継続させ、介護職の魅力を発信してまいりたいと考えております。

3点目の介護予防のための健康づくり施策の充実と介護人材の確保について申し上げます。

介護予防のための健康づくり施策の充実につきましては、今年度策定した河北町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画で、4つの基本目標のうちの一つである「高齢者の自立支援、重度化防止の促進」で施策を展開していくこととしております。本計画で推計した75歳以上の後期高齢者率は、令和5年、2023年の21%から令和22年、2040年には30.8%になると推計されております。介護予防事業を進めていくことは健康寿命の延伸にもつながり、さらには、要支援の状態から要介護状態に至る流れを緩やかにできると考えられることから、重度化防止の取組として重要なことであると認識しております。

これまで町では、運動習慣継続の必要性や栄養改善、口腔ケア、認知症の予防を目的とした様々な教室を開催しております。多くの方に参加していただいております。また、今年4月からは、居場所と言われております、住民が主体となって運営する通所型サービスBにつきまして、開催日数を増やす予定としております。さらなる参加者数の増加が見込まれると考えております。

介護人材確保への対応策といたしましては、

県が山形県介護職員サポートプログラムに基づき総合的かつ一体的な介護職員支援策を展開しております。町としましては、介護サービスの安定供給、維持のために、県と連携しながら、介護人材の確保、定着に向けて連携してまいります。

また、先ほども申し上げましたが、将来人材確保につながる事業として、小学校の高学年を対象とした認知症サポーター養成講座の開催の継続、町内介護事業所の実態調査の実施に加え、処遇及び職場環境改善による離職防止の対策、外国人介護人材の受入れ環境の整備など、取組を事業所と一体となって推し進めていきたいと考えております

介護現場の生産性向上の取組につきましては、国で定めた第9期介護保険事業計画基本指針において、県が主体となって地域の実情に応じて進めていくことが重要とされております。県が実施する施策の事業者への周知を行うなど、県と連携し対応してまいります。

4点目の介護保険制度の改正による高齢者への影響について申し上げます。

介護保険制度につきましては、高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など介護ニーズが増大する一方、核家族の進行や介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況が変化し、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年、2000年に施行された制度であります。これまでも、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい環境づくりなど、様々な観点から制度が改正されております。

令和6年4月に施行予定であります介護保険制度の主な改正点といたしまして、65歳以上の方である第1号被保険者保険料の段階を

標準9段階から標準13段階とすることによる低所得者の保険料の軽減、介護職員の処遇改善を目的とした介護報酬の改定であります。保険料につきましては、段階を細分化することで高所得者層からの保険料を低所得者層に充てる仕組みとなっていることから、低所得者層の保険料は軽減されることになります。

また、町では、このたびの第9期介護保険事業計画において、第1号被保険者保険料の基準額を据え置くこととしており、多数の方にとって保険料の負担増とはならない予定であります。

河北町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定のために令和5年に実施した在宅介護実態調査では、介護のための離職に関する質問で、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」との回答が94.1%、主な介護者の就労継続の可否に関する質問では、「問題なく続けていける」との回答が30.2%、「問題はあるが何とか続けていける」との回答が53.5%ありました。一方、「続けていくのはやや難しい」との回答が14.0%あったことから、在宅での介護の負担軽減に関する取組を継続していく必要についても認識しているところであります。介護保険制度では、要介護度に応じて在宅で利用できる介護サービスがございますので、仕事と介護が両立できるよう、介護者の負担軽減につなげていただきたいと思います。

現在、町では、在宅で介護をされている方に対して様々な施策を実施しており、介護者が適切な介護知識、技術習得のための家族介護教室や、要介護4または5の在宅で介護している家庭が介護疲れを癒やし、介護者相互の交流を図る家族介護者交流事業なども実施しております。

今後とも、介護サービス利用者の声に耳を傾けながら、よりよい介護サービスの提供に

努めてまいります。あわせて、制度要望については、介護保険制度の安定的運営を図るための財政支援や、介護人材確保対策など要望しているところであり、引き続き、県町村会等と連携をしながら対応してまいります。

次に、会計年度任用職員についてお答えいたします。

質問要旨の会計年度任用職員の処遇改善について申し上げます。

会計年度任用職員は、令和2年4月の地方公務員法の改正により導入され、従来の臨時職員や嘱託職員に代わって設置された非常勤の地方公務員であります。この改正によって、非常勤の地方公務員の任用形態や服務規律等が整備され、職務給の原則に基づき、その職種の複雑、困難及び責任の度合いに応じて常勤職員の給料表を基に給与を決定し、勤務条件により期末手当を支給可能とするほか、継続して任用する場合は一定の昇給も可能としております。また、年次有給休暇に加えて特別休暇の取得も可能としているところであります。

会計年度任用職員は年度の範囲内で任用する制度であり、採用に当たっては、平等取扱いの原則を踏まえ、年齢制限を設けない公募により、書類審査及び面接による選考試験を経て決定しております。人材確保及び雇用の安定を図る観点から、客観的な能力実証により2回まで更新を可能とし、その後、公募の結果により再任用も可能としております。

行政需要の多様化に対応し安定的にサービスを提供するために、会計年度任用職員の専門性、継続性を踏まえた任用は必要不可欠であります。競争試験による採用を基本とする常勤職員とは異なる任用制度であります。常勤職員の採用においては、社会人経験者枠も設定しており、会計年度任用職員の方も受験しやすい制度であります。多くの方に受験

していただければと考えております。

また、令和6年度当初予算(案)において、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための予算を計上しております。

今後とも、国県の動向も踏まえながら、会計年度任用職員の処遇改善に努めてまいります。

次に、住宅リフォーム事業についてお答えいたします。

1点目の町内における耐震診断と耐震改修の状況について申し上げます。

本町では、平成22年から河北町建築物耐震改修促進計画に基づき、木造建築物の所有者に対し、耐震診断士を派遣し耐震診断を実施することで、木造建築物の地震に対する安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的とした河北町木造建築物耐震診断士派遣事業を実施しております。

この事業は、町で派遣する耐震診断士が建物の調査・診断を行い、地震による倒壊の危険性があるかを評価し、診断結果に基づいて、必要に応じて補強方法や概算工事費について、改修に当たり助言する事業であります。町では、その派遣に要する費用の一部を補助金として交付しております。

実施の状況でございますが、これまで20件の実績があり、内訳は、一般住宅で6件、避難所となっている自治公民館で14件となっております。

また、耐震診断士派遣事業の診断結果を基に、木造住宅の地震による被害軽減を目的とした耐震改修を行う事業に対する補助金制度を創設しておりますが、こちらの事業については、これまで補助金を活用した実績はございません。

その理由といたしましては、住宅支援事業として実施している河北町持家住宅促進事業費補助金のこの制度の中で、この耐震に関わ

る事業の対象事業として減災対策工事もあることから、こちらの制度を活用される方が多いためと考えております。

この制度は、町民の居住環境の整備と町内建築関係業界の振興及び雇用の拡大による景気浮揚も図る目的もあり、年度内に1度の活用としていることから、次年度も同制度を活用できるなど、耐震改修を計画的に実施していく上で非常に活用しやすく、また、地元の業者に対しても地域経済への波及効果に大きな影響を与えるものとなっております。

耐震改修につきましては、来年度からは、防災ベッドや耐震シェルター設置などの要件の拡充を予定しており、住民のニーズに応えられるよう多様な制度を活用しながら、耐震対策を推進してまいります。

2点目のリフォーム助成事業の拡充について申し上げます。

リフォーム助成事業といたしましては、1点目でお話した河北町持家住宅促進事業費補助金制度が住宅支援事業となります。制度の内容といたしましては、町内で自ら所有し居住する住宅について、地元の業者を利用して建物の新築や増改築等リフォーム工事を行う場合に補助金を交付するものであり、1件当たり50万円以上の工事が対象の工事となります。町単独の補助額は最大50万円で、補助率は5%となっております。

リフォーム助成事業の上乗せ分として県と町の協調分の工事要件があり、その要件は大きく分けて、減災対策工事、寒さ対策・断熱化工事、バリアフリー改修工事、克雪改修工事、県産木材使用改修工事、この5項目でございます。これらの要件を満たす工事を施工する場合、町単独分の補助額に県と町協調分の補助額が上乗せされた合計額が補助金として交付され、補助額は最大65万円まで拡充されます。

また、水害対策として、高床式住宅の建築や、住宅の2階以上の部分に風呂・トイレ・台所など独立した住宅機能を有する設備を増築する工事を施工する場合や、豪雪対策として、1.2メートル以上の積雪荷重に耐える耐雪式住宅の建築などの工事を施工する場合には、さらに補助金が上乗せされます。

このように、住宅の建築及びリフォーム等に対する助成事業については、県と連携しながら補助対象を拡充し、多種多様な工事内容に対応した補助制度として実施しております。

住宅リフォーム等の助成事業は、町民の居住環境整備において大きな役割を果たす事業でございます。今後も、町内建設関係事業者から制度の周知活動を行っていただくとともに、町といたしましても、広報やホームページ等において制度の周知・啓発活動を継続しながら事業を推進してまいります。

次に、雪押し場の確保と流雪溝のさらなる活用についてお答えいたします。

1点目の雪押し場の確保状況について申し上げます。

町では、町道除雪を円滑に進めるため、多くの雪押し場を確保するよう努めております。毎年10月頃、土地所有者との合意形成も含めて、各地区に雪押し場の確保について依頼をしております。提供数は年々増加していて、令和5年では約80か所の民地を雪押し場として提供していただいております。

2点目の流雪溝の利用による除雪負担軽減について申し上げます。

町では、一部の水路を土地改良区等と協議して流雪溝として利用、管理しているところはございますが、新たに流雪溝等として整備するには、水量の確保、側溝の幅や側溝に雪が詰まらないようにする利用時のルール制定などの条件を検討する必要があります。また、既存の道路側溝は、基本的に道路表面の

雨水や排水等を処理する施設でございますので、いろいろな条件を満たしているか確認が必要になってまいります。さらに、用水路や排水路に関しては、土地改良区などや流域全体の住民とも協議が必要になってまいります。

既に側溝を雪の処理のために利用している場合は、雪を詰まらせないように、側溝内の水量や下流の状況を確認し、地域で話し合いながら処理するよう呼びかけております。

いずれにしても、側溝等のコンクリート蓋を開閉式のグレーチング蓋などに交換し流雪溝として利用したい場合は、町に相談していただき、町といたしましても、現場を確認させていただき、地区の利便性や設置の必要性を十分考慮し、検討してまいります。

以上、お答え申し上げます。

○丹野貞子議長 町長の答弁が終わりました。再質問に入ります。

「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） 再質問を行います。

河北町議会の丹野議長は、全国豪雪地帯町村議会議長会会長です。令和5年11月29日の第48回豪雪地帯町村議会議長全国大会要望書では、令和6年度豪雪地帯の振興に関する要望の中に、冬期交通・通信の確保の中で、雪に強いまちづくりを推進するため、消雪施設の整備、流雪溝等の整備を行うこととあります。国に対する整備の要望ではありますが、河北町としても高齢化で除排雪が大変になる中、検討し、国や県に対して要望すべきであります。

実際に流雪溝を設置している自治体の例を見ますと、渇水期でもあり、流量の問題もあります。また、新たに流雪溝を整備すると、地区で流雪溝を使うルールなど定めていく必要があるなど、地区の理解も必要になってくるようです。

河北町では、農業用水や排水路が住宅地に

入ってきて、最上川に流れていきます。用水路や排雪路が住宅地に入っている場合は、河北町の管理となるのかお伺いします。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 お答えします。

河北町の中の住宅地に入る用水路や排水路の管理の件についてでございますが、町の管理ですとか改良区の管理等、また、法定外の管理等もございます。全部が町の管理というわけではございません。

○丹野貞子議長 「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） 今の答弁だと、その場所場所よっての管理ということみたいですが、もし改良区との協議が必要であれば、各地区の住民にとっては生活の場であるので、どちらが担当ということでも、やはり結構聞かれますので、問題となって、結局、地区に入ってきた用水路、排水路は、結局、区長さんとかそこら辺の人たちが、区の役員とかそういう人たちが苦勞しながら整備とかやっている状況があります。そういうのも含めて、生活の場でありますので、ちょっと不都合が出てくるような場所については、改良区ともよく相談していただきたいと思います。とにかく、改良区の総代会の前とかですと、地区の実行長とかそういう方に対して改良区の総代資料が示されて、総代資料ということで説明を受けることがあります。その中で、改良区の用水路、排水路についての地図も示されます。その中で、聞いている人のちょっと理解なので異なるんでしょうけれども、用水路、排水路が町の住宅街に入ってきた場合には町の管理ではないのかというような意見が度々出てくるような状況です。そういう点についてちょっと、改良区と、もしそういう点で町の考えというか、町民が受け取るのにちょっと勘違いするような状況でありますので、そこら辺、改良区との話し合いをち

よっと明確にさせていただいて、町民が相談、要望に來たときにちゃんと説明できるようにお願いしたいと思いますが、考えを伺います。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 確かにいろいろな水路があつて、なかなか町民の方には分かりづらいと思いますので、今後、改良区ともよく協議し、管理区分等のほうを明確にしていきたいと思っております。

○丹野貞子議長 「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） 次に、ケアマネジャー不足について伺います。

現行の制度では、ケアマネジャーなくしては介護保険サービスは利用できない仕組みです。介護支援専門員、ケアマネジャーの安定的な確保を図るため、処遇を改善することが必要と考えます。ケアマネジャー不足により、介護保険を利用できずに困っている老人や、その家族がいるのではないかと案じます。答弁では、パーセントまで含めて満足というか、そんなに今のところ現状で不安がないような答弁ではありましたけれども、ケアマネジャー不足のために困っている家庭まで行き届いていないのではないかと考えるので、ここで再質問をさせていただきます。

ケアマネジャーの不足の背景として、幾つもの要因から引き起こされる問題ですから、例えば介護報酬を上げるだけでは解決できるはずがありません。そもそもの賃金などが決してよいとは言えない業務であることに加えて、さらに業務内容がハードな仕事をやりたい人が増えるはずがありません。介護保険事業計画は、介護給付等、対象サービスの量の見込みを定めることとなっており、計画にも記載されております。一方で、その必要なサービスをいかに確保するかという確保策については、介護保険法では努力義務にとどめている状態です。人材をいかに確保するかとい

うことが非常に大きくなっていくと思われま

す。
答弁では、介護人材の確保、定着に向けて連携していくということです。人材確保について県や国に求めていくべきですが、考えを伺います。

○丹野貞子議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 それでは、先ほどの町長答弁とも重なる部分はあるのですが、今般、国の厚生労働省の令和6年度介護報酬改定の概要というものが出されました。その中に、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりという項目を掲げております。これは、介護人材不足の中でさらなる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境改善に向けた先進的な取組を推進するという内容でございます。

具体的には、介護職員の処遇改善というのが、令和6年、7年度と具体的な数字、何%ということの明確な目標を掲げた上で、処遇改善が挙げられております。

あと、2つ目としては、生産性の向上を通じた職場環境づくりということですが、これは今後、現場での課題を抽出、分析した上で、サービスの質向上、あと負担軽減の方策検討するための委員会の設置を今度義務づけるという内容でございます。

あともう一つが、この項目としては、効率的なサービス提供の推進ということでありまして、これ見守り機器等のテクノロジー、あとICTですね、それらを複数活用して、職員間の適切な役割分担の取組等で質を確保するとともに、職員の負担軽減を図るものという内容でございます。

あと、それにプラス介護ロボット、先ほども申し上げましたICTも絡んでくるんですけども、それらの内容がこの良質な介護サ

サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりという中の大きな項目の一つになっておるところでございます。

また、県でも、先ほども申し上げたんですが、県介護職員サポートプログラムというものの中で、ちょっと重なるんですが、介護職員への理解の促進、あと育成の確保、あと離職の防止、技術知識の向上、雇用環境の改善等をうたいまして、それらを具体的にはやまがた介護プライドキャンペーンの中で実施のほうを展開しておるところでございます。

町におきましても、学齢期において認知症サポーター養成講座などで介護職の魅力を伝えるということが、小さい頃から伝えていくということが非常に将来につながるということから、そういった事業を今後も展開していくというふうに考えております。

国と県と町とあと事業所、それらの連携の下に行うということが重要なことでありまして、さらには事業所の実態なども正確に捉えながら、総合的、一体的に推進していければなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○丹野貞子議長 「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） いろいろな関係機関との連携ということでの答弁でした。そういうことで、各町民に対して、よりよい医療、介護施策を行っていただきたいとは思いますが、介護保険については、介護保険そのものが破綻するかもしれないというふうに危惧しております。年金や医療保険では、保険料は払ったが給付は受けられないという事態にはまずならないとは思いますが、しかし、同じことを介護保険に期待できるのかどうかは怪しくなってきました。もちろん、要支援・介護になれば、介護保険料は掛け捨てにはなりますけれども、しかし、介護サービスが必要であるにもかかわらず、それが

受けられないのでは困ることになります。国や町、地方公共団体は、何とか約束どおりの介護サービスを確保できるよう努力を続けていくべきですが、考えを伺います。

○丹野貞子議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 将来的に介護サービスの確保に向けた取組を続けていくべきだがというふうなことでの考え方だと思いますが、町では、3年に1度、介護保険事業計画を策定することになっておりまして、このたびも令和6年から令和8年度までの第9期介護保険事業計画を策定し、お示ししたところでございます。

この計画を策定するに当たって、将来の高齢者人口の推計、あと要介護支援者、支援関係の人口の推計、あとそういったことから必要なサービス量を見込みまして、それらを推計し、それに応じた介護保険料を定めるものでございます。それに定めることによって、一定のサービスというものを想定しておることでございます。

このような考え方を基にサービスを展開していくことは、介護保険制度の基本的な理念であります自立支援と尊厳の保持というものを基本としつつ、特に、自立支援という考え方の中では、元気な高齢者でいること、介護状態に、介護予防のほうですね、そちらに、重要視しながら、本当に、介護予防のほうで本当に介護状態のほうにならないということが、今後、本当にサービスを受けなければならない人が全て望むサービスを受けられることにつながっていくのではないかと考えております。

それらも含めて、国、県、事業所などと連携しながら推し進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○丹野貞子議長 「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） よろしくお願いをしたいと思います。

次に、非正規職員の安定雇用についてお伺いをいたします。

今朝の山形新聞に、自治体、増える非正規職員、5人に1人不安定雇用という記事がありました。記事にもありましたけれども、一時的な業務増への対応や短時間勤務のニーズを満たすため、非正規職員は行政事務の遂行に必要なだとは思いますが、それとは別に、町役場は、地元の雇用、勤め先ということでは大きな部分を占めています。安定した勤め先があるということだけで、生活、人生設計が成り立ちます。

2回までの更新を可能とし、再任用も可能としているということでございますけれども、より一層、非正規職員の安定雇用についてはより一層考慮すべきと考えます。町の考えを伺います。

○丹野貞子議長 「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 いわゆる会計年度任用職員の安定雇用という観点だと思われます。町長のほうの答弁にもございましたけれども、会計年度任用職員とは非常勤の地方公務員という位置づけの中で、今、石垣議員が言われたように、会計年度任用職員のほうの雇用形態というのは、会計年度1年単位での雇用契約といったことになっています。しかしながら、原則1年とはいうものの、最長、働きぶり、あるいは業務の知識、習熟といった、そういったものを加味しながら、本人の意向なども加味して、最長で2回更新することができると、そういった内容にもなっております。

石垣議員おっしゃるように、安定した雇用という部分ではあれです、当然、働く方の身になれば、そういった目線もあります。また、

町民のほうの公平性という観点から、雇用を広く周知した中で適切な方を雇用するというような、そういった考え方もありますので、引き続き、会計年度任用職員の制度そのものを、引き続き、制度運用引継ぎながら、しっかりと対応していく必要があるのかなと思っております。

○丹野貞子議長 「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） 会計年度任用職員について、単年度の契約ということでした。あと、行政の仕事量としても、そのときそのときで仕事量が違ってくるのでということは理解しております。また、この非正規職員というのが始まる前にも、やはり地方自治法では、職員に対しては仕事がなくなれば解雇できるような条文もありましたけれども、それに比べて、ちょっと、そういう点からすれば、やはり、この単年度契約、契約という点から見ればそうなんだろうと思いますけれども、より働き続けられるように、会計年度職員の方に対しても説明をしていただきたいと思います。より働きやすい状況ということでお願いをしたいと思います。

あと最後に、耐震改修についてお伺いします。

来年度から、防災ベッドや耐震シェルター設置等、要件の拡充を予定しているという町長の答弁でした。耐震ベッドについては、何年前、同僚議員からも一般質問でありましたけれども、これは、家屋が倒壊したときも安全を守る防災ベッドなのか、最後にお伺いしてみたいと思います。お願いします。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 耐震ベッドについてお答えします。

今、議員がおっしゃるとおり、鉄のアーチで囲んだベッドを設置する。すると、もし天井が落ちてきても寝ている方は守られるとい

うような構造になっているものを耐震ベッド
といいまして、今回その拡充を行うという
ことを考えているところです。

以上、お答えします。

○丹野貞子議長 「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） 以前、同僚議員が質問
したことが実現できたということで、感謝し
て終わります。

○丹野貞子議長 以上で、5番石垣光洋議員の一
般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

休 憩 午後1時46分

再 開 午後1時47分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

日程第2、議案の審議、採決を行います。

議事の都合上、令和6年度当初予算に関す
る議案について先議します。

最初に、議第18号組織機構改編に伴う関係
条例の整備に関する条例の設定についてを議
題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 議第18
号組織機構改編に伴う関係条例の整備に関す
る条例の設定についてご説明申し上げます。

この条例は、まちづくりに向けた組織目標
の明確化と、関連施策の実効あるまちづくり
推進体制の強化、子育て支援体制の充実や強
化を図るため組織機構の改編を行うことから
設定するもので、あわせて、上下水道課の公
営企業化に伴う見直しでございます。

第1条は、河北町課制条例の一部を改正す
るものであります。同条例中第1条に定める
課の設置については、まちづくり推進課をく
らし応援課に改め、こどもみらい課を新設し、
上下水道課を削除するものであります。

同じく、第2条に定める各課の分掌事務に

ついて、くらし応援課及び健康福祉課の分掌
事務整理を行い、新設することもみらい課に
ついて、子育て、母子保健に関する事項を加
えるものであります。

第2条は、河北町子ども・子育て会議条例
の一部を改正するものであり、同条例中、第
8条に定める同会議の庶務をこどもみらい課
と改正するものであります。

なお、この条例について、この施行日を令
和6年4月1日としているところであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。
質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の
起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第18号組織機構改編に伴う関係
条例の整備に関する条例の設定については原
案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第21号河北町特別職に
属する者の給与等に関する条例の一部を改正
する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 議第21
号河北町特別職に属する者の給与等に関する
条例の一部を改正する条例の制定についてご
説明申し上げます。

空き家等対策協議会委員の身分を地方公務
員法第3条第3項第2号に規定する特別職の

非常勤職員とすることに伴い、同条例中第7条で定める非常勤の職員に対する報酬の額に関し、その額を定める別表第3に新たに空き家等対策協議会委員の報酬額について規定するものであります。

なお、この条例については、その施行日を令和6年4月1日としているところであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第21号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第22号河北町会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 議第22号河北町会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法の一部改正に伴い、フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため設定す

るものであります。

第1条は、河北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

同条例中、第2条は、会計年度任用職員の給与に関する勤勉手当を定めるものであります。

第4条は、フルタイム会計年度任用職員の給料における勤勉手当の取扱いを定めるものであります。

第17条は、文言の整理を行い、第17条の2は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、支給日、勤勉手当基礎額及び支給割合、支給総額を定めるものであります。

第18条は、パートタイム会計年度任用職員に支給する報酬及びその取扱いを定め、文言の整理をするものであります。

第22条は、文言の整理を行い、第22条の2は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、支給日、支給割合、支給総額を定めるものであります。

第2条は、河北町職員の育児休業に関する条例の一部改正であります。

同条例中、第7条は、育児休業している会計年度任用職員の勤勉手当の取扱いを定めるものであります。

なお、本条例は、その施行日を令和6年4月1日としているところであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第22号河北町会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第25号河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 議第25号河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今般の条例改正は、このたび策定いたしました第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの3か年の保険料を設定するものであります。

保険料率は、これまで所得段階と負担割合を勘案して全部で10区分に設定しておりましたが、介護保険法施行令の改正に基づき、国で定めた標準13区分に設定するものであります。

第2条第1項は、第9期介護保険事業計画の計画期間である令和6年度から令和8年度までの保険料について規定するものであります。

第2条第1項第1号は、介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者、いわゆる所得段階の第1段階で年額3万3,743円、第2号は第2段階で年額5万800円、第3号は第3段階で年額5万1,170円、第4号は第4段階で年額6万6,744円、第5号は第5段階で年額7万4,160円、第6号は第6段階で年額8万8,992円、第7号は第7段階で年額9万6,408円、第8号は第8段階で年額11万1,240円、第9号は

第9段階で年額12万6,072円、第10号は第10段階で年額14万904円、第11号は第11段階で年額15万5,736円、第12号は第12段階で年額17万568円、第13号は第13段階で年額17万7,984円に改正するものであります。

ただし、第2条第2項において、令和6年度から令和8年度における第1段階の年額保険料は、第1項第1号の規定にかかわらず2万1,136円とするものであります。

また、第2条第3項においては、令和6年度から令和8年度までの第2段階の年額保険料は、第1項の第2号の規定にかかわらず3万5,968円とするものであります。

さらに、第2条第4項において、令和6年度から令和8年度までの第3段階の年額保険料は、第1項の第3号の規定にかかわらず5万800円とするものであります。

第4条第3項は、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合について、介護保険法施行令第38条第1項の改正に伴い改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行し、令和5年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第25号河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第31号河北町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 それでは、議第31号河北町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、河北町定住促進住宅の居室を近年のライフスタイルに合った間取り、設備にリノベーションをして、移住定住世帯や若者や子育て世帯等と呼び込むため、実施を予定しております。

このリノベーションで住みやすさの向上や付加価値を向上させることに見合う新たな家賃を定めるため、河北町定住促進住宅条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容としましては、第2条で、新たにリノベーションルームを定義しております。

また、第12条で、新たに定義されたリノベーションルームの家賃を定めるものです。

なお、この条例につきましては、その施行日を令和6年4月1日からとしているところでございます。

以上、よろしくお願いします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(10番の通告あり)

確認します。10番林智議員ですね。

それでは、「10番林智議員」

○10番（林智議員） 以前に説明を受けてはいるんですが、新たに河北町の人口を増やすため

ということで、リノベーション及びその家賃ということですが、説明では、家賃のこれからの20年程度の中での費用弁償というか、そういった形での費用負債ということで聞いていますが、やはり施設的に管理費等、管理人さん、会計年度さんの管理人等置きながらやっている部分もあるので、その辺のほうのしっかりした検討、やはり残る、ほかの入居者に負担にならないように、町の負担にだけにならないような検討をしっかりとったのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 一応ほかの住人の方に迷惑のかからないような家賃設定で考えているところでございます。

○丹野貞子議長 10番、よろしいですか。はい。

以上で、10番林智議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、議第31号河北町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議事の都合上、議第10号令和6年度河北町一般会計予算について、議第11号令和6年度河北町国民健康保険特別会計予算について、議第12号令和6年度河北町西里財産区特別会計予算について、議第13号令和6年度河北町介護保険特別会計予算について、議第14号令和6年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について、議第15号令和6年度河北町水道事業会計予算について、議第

16号令和6年度河北町下水道事業会計予算について、以上7議案を一括議題とします。

○丹野貞子議長 日程第3、予算審査特別委員会の設置構成及び予算議案の特別委員会付託であります。

お諮りします。

ただいま議題に供しました議第10号から議第16号までの7議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議第10号から議第16号までの議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

予算審査特別委員会が終了するまで、本会議を休会したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会が終了するまで本会議を休会することに決定しました。

これにて本会議を休会します。

午後2時05分 休 会

